

# 平成31年度 自治会長会 次第

日時：平成31年4月14日（日）9：00～

場所：綾川町総合運動公園体育館

- 1 開 会
- 2 町長あいさつ
- 3 職員紹介
- 4 議 題

## 総務課

- (1) 平成31年度まちの予算について . . . . . P 3
- (2) 「いいまち推進室」が出来ました . . . . . P 5
- (3) 空き家対策について . . . . . P 6
- (4) 綾川町からの情報発信について . . . . . P 8
- (5) 70歳未満は、綾川町セーフティIruCaで、ご安全に！ . . . . . P 9
- (6) 綾川町消防団女性団員・災害支援団員募集について . . . . . P 10
- (7) 防災行政無線（戸別受信機）の貸与に関する希望調査について . . . . . P 11
- (8) 「自助」「共助」の自主防災会 ～地震・水害への備え～ . . . . . P 13
- (9) 綾川町選挙管理委員会からの重要なお知らせ . . . . . P 17
  - ・ 広報あやがわの配布方法について  
毎月22日（22日が土日、祝日の場合はその前日）
  - ・ 議会だより  
年4回発行（4月、7月、10月、1月の広報あやがわと同時配布）
  - ・ ゴールデンウィーク中の臨時開庁日 5月2日（木）午前8時30分～午後5時15分

## 税務課

- (1) 平成31年度町税等について . . . . . P 18
- (2) 綾川町オリジナルナンバープレートの交付について . . . . . P 19

## 住民生活課

- (1) 綾川町クリーン作戦のお願いについて . . . . . P 20
- (2) マイナンバーカード窓口申請サポートについて . . . . . P 20
- (3) 野焼き（ごみ焼き）の禁止について . . . . . P 21

## 健康福祉課

- (1) 日本赤十字社「社資」募集について . . . . . P 22
- (2) 福祉・保健事業について . . . . . P 24
- (3) 綾川町地域介護予防推進事業 . . . . . P 27

## 子育て支援課

- (1) 綾川町の子育て支援拠点事業について . . . . . P 29
- (2) 未就園児等全戸訪問事業について . . . . . P 29
- (3) あやがわママフェスタについて . . . . . P 30
- (4) 地域子育てサークル補助事業 . . . . . P 30
- (5) 経済的負担の軽減について . . . . . P 30

## 保険年金課

- (1) 平成31年度 国民健康保険事業について . . . . . P 31
- (2) 後期高齢者医療制度について . . . . . P 32
- (3) 国民年金制度について . . . . . P 32
- (4) ジェネリック医薬品について . . . . . P 32

## 建設課

- (1) 町道改良工事及び生活道舗装工事の補助制度について . . . . . P 33
- (2) 狭あい道路拡幅整備事業について . . . . . P 34
- (3) 道路上に張り出している樹木伐採のお願い . . . . . P 35
- (4) 民間住宅耐震対策支援事業費補助金制度について . . . . . P 36
- (5) 民間危険ブロック塀等撤去補助事業補助金制度について . . . . . P 37
- (6) 生活排水処理関係の事業について . . . . . P 38

## 経済課

- (1) 道の駅滝宮リニューアル工事の実施について . . . . . P 39
- (2) 英語版観光パンフレットの作成について . . . . . P 39
- (3) 綾川町農村環境改善センターの使用料の改正について . . . . . P 39
- (4) 愛知県岡崎市との「斎田ゆかりの地交流提携」について . . . . . P 39
- (5) 平成31年度綾川町創業支援事業補助金について . . . . . P 39
- (6) 有害鳥獣（イノシシ等）被害対策事業の実施について . . . . . P 40
- (7) 農道等への補修材搬入について . . . . . P 41
- (8) 町道、農道（町管理）、林道（町管理）の草刈助成について . . . . . P 41
- (9) 町単独農道新設改良事業の補助制度について . . . . . P 41
- (10) 町単独土地改良事業補助金について . . . . . P 42
- (11) ため池・水路等の施設における安全対策について（お願い） . . . . . P 42
- (12) 農地及び農業用施設における災害復旧事業について . . . . . P 42

## 会計室

- 綾上支所窓口での納付について . . . . . P 43

## 生涯学習課

- 綾川町体育施設の使用料等について . . . . . P 44

## 学校教育課

- (1) 育英奨学金について . . . . . P 46
- (2) 育英奨学金返還金の半額免除制度について . . . . . P 48

## 5 その他

- (1) 主基斎田お田植まつりの開催と賛助会員の募集について
- (2) 岡崎市悠紀斎田お田植えまつり参加者募集について

## 6 閉会

# 平成31年度 まちの予算

## 全会計

196億 6,987万円（対前年度比 5%増）

一般会計 101億 4,000万円  
（対前年度比 9.3%増）

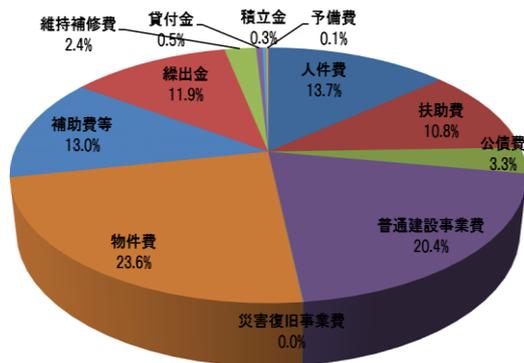
特別会計 77億 609万 4千円  
（対前年度比 1.3%増）

公営企業会計 18億 2,377万 6千円  
（対前年度比 1.5%減）

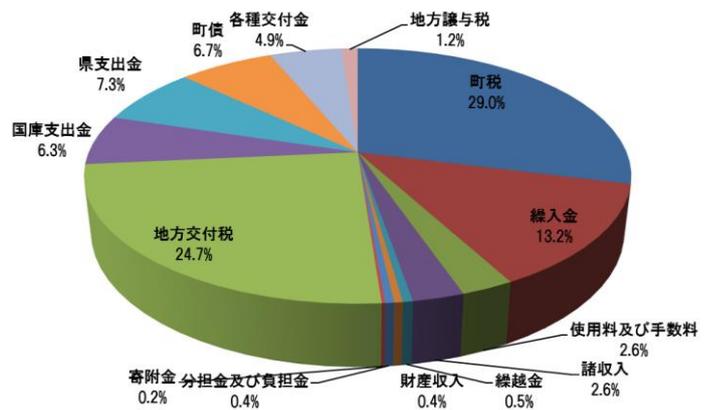


町の予算はみなさんが納めてくださった税金などで支えられています。まちに暮らす全ての人々が快適で有意義な生活を送れるよう、この予算に従って活動します。

### 一般会計の歳出



### 一般会計の歳入



| 経費の種類                 | 金額                                                                                                                                   |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>義務的経費</b><br>27.8% | 人件費 13億 9,013万 9千円<br>扶助費 10億 9,147万 4千円<br>公債費 3億 3,473万円                                                                           |
| <b>投資的経費</b><br>20.4% | 普通建設事業費 20億 6,887万 2千円<br>災害復旧事業費 367万円                                                                                              |
| <b>その他経費</b><br>51.8% | 物件費 23億 8,943万 3千円<br>補助費等 13億 2,116万 8千円<br>繰出金 12億 830万 6千円<br>維持補修費 2億 4,005万 1千円<br>貸付金 5,000万円<br>積立金 2,715万 7千円<br>予備費 1,500万円 |

| 財源の種類                | 金額                                                                                                                                                       |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>自主財源</b><br>48.8% | 町税 29億 3,542万 9千円<br>繰入金 13億 3,406万 6千円<br>使用料及び手数料 2億 6,707万円<br>諸収入 2億 6,136万 1千円<br>繰越金 5,000万円<br>財産収入 4,294万円<br>分担金及び負担金 4,313万 3千円<br>寄附金 1,830万円 |
| <b>依存財源</b><br>51.2% | 地方交付税 25億円<br>国庫支出金 6億 3,816万 9千円<br>県支出金 7億 3,658万円<br>町債 6億 8,000万円<br>各種交付金 5億 1,560万円<br>地方譲与税 1億 1,735万 2千円                                         |

☆歳入のうち、各種交付金は利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金の合計です。

**一般会計で町民1人当りに  
使われるお金  
418,974円**

☆平成31年3月末日現在の住民基本台帳人口24,202人を  
基に算出しています。

☆その他は、議会費、災害復旧費、予備費です。

|                                                                 |                                                             |                                                       |
|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| <b>総務費</b><br>行政の運営や町税の賦課・徴収、<br>情報化の推進などのために<br><b>44,201円</b> | <b>民生費</b><br>高齢者や子どもなどの福祉のた<br>めに<br><b>174,921円</b>       | <b>衛生費</b><br>ごみの処理や病気の予防などの<br>ために<br><b>29,876円</b> |
| <b>労働費</b><br>勤労者の福祉増進などのために<br><b>1,322円</b>                   | <b>農林水産業費</b><br>農林水産業の振興、農地の保全<br>などのために<br><b>25,899円</b> | <b>商工費</b><br>商業や観光の振興などのために<br><b>21,343円</b>        |
| <b>土木費</b><br>道路や河川の整備、町営住宅の<br>管理などのために<br><b>28,264円</b>      | <b>消防費</b><br>消防施設や消防団、防災活動な<br>どのために<br><b>19,842円</b>     | <b>教育費</b><br>学校や公民館、図書館などのた<br>めに<br><b>53,221円</b>  |
| <b>公債費</b><br>町の借入金返済のために<br><b>13,831円</b>                     | <b>その他</b><br>議会運営などのために<br><b>6,254円</b>                   | <b>一般会計で町民1人当りに<br/>負担いただくお金<br/>121,289円</b>         |

## 特別会計、公営企業会計の予算

### 特別会計

|           |              |
|-----------|--------------|
| 町営バス運送事業  | 5,814万5千円    |
| 国民健康保険    | 33億529万7千円   |
| 国民健康保険診療所 | 1億7,951万円    |
| 後期高齢者医療   | 3億6,392万8千円  |
| 介護保険      | 32億6,343万1千円 |
| 火葬事業      | 4,807万1千円    |
| 墓園事業      | 475万3千円      |
| 農業集落排水事業  | 1,010万円      |
| 下水道事業     | 4億5,201万8千円  |
| 育英事業      | 2,084万1千円    |

### 公営企業会計

|            |              |
|------------|--------------|
| 陶病院事業      |              |
| 収益的支出      | 12億9,984万2千円 |
| 資本的支出      | 9,378万円      |
| 介護老人保健施設事業 |              |
| 収益的支出      | 4億1,860万円    |
| 資本的支出      | 1,155万4千円    |

## (2) 4/1 より「いいまち推進室」が出来ました

少子高齢化、人口減少に対応すべく、地方創生を加速度的に進めるため、新しく総務課内に推進室を立ち上げました。

### 電話番号

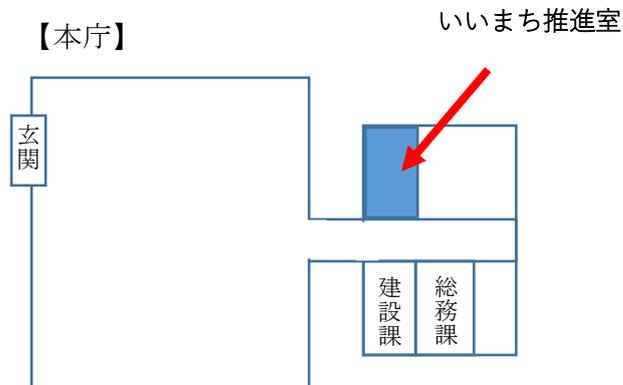
いいまち推進室 876-5577

### 主な業務内容

地方創生（移住定住、空家リフォーム、空家除却、地域おこし）  
ふるさと納税

### 場 所

役場本庁総務課内



### (3) 空き家対策について

綾川町では、人口減少や高齢化の進行に伴い、年々増加傾向にある空き家問題に対応するため、新たな補助制度を含む取り組みを行っています。

#### ① 綾川町空き家情報登録・提供制度（空き家バンク）

町内の空き家の有効活用を目的に、空き家を所有している方からの物件情報を、香川県が運営する「香川県空き家バンク（かがわ住まいネット）」に登録・公開することで、空き家を買いたい、借りたいという移住・定住希望者等に情報提供を行う制度です。

##### 1. 登録条件

次の要件をすべて満たす物件

- (1) 町内に存する個人所有の一戸建て住宅
- (2) 登録申請時点で、不動産業者等と媒介契約が締結されていないもの
- (3) 建物及び当該宅地に係る所有者全ての承諾が得られていること
- (4) 町税等の滞納がないこと

\*ただし、上記の要件をすべて満たしていても、建物の老朽化が著しいものや、未相続のものについては、登録できない場合もあります。

##### 2. 登録手数料

空き家バンクへの登録手数料は必要ありません。ただし、登録物件に係る契約交渉、売買（賃貸）契約の手続きについては、協力協定を結んでいる宅地建物取引業者の仲介となるため、宅地建物取引業法に基づく仲介手数料が必要となります。

##### 3. 登録手続き

提出いただいた登録申請書類等の審査の後に、所有者の方の立ち合いのもと現地調査をさせていただきます。現地調査が終了すれば、空き家バンクに登録し公開いたします。

##### 4. 申請書の提出先及びお問い合わせ先

綾川町役場 総務課内「いいまち推進室」

電話 087-876-5577 FAX 087-876-1948

#### ② 綾川町空き家リフォーム事業補助金（新規事業）

町内の空き家の有効活用を目的に、町内への移住・定住の促進を図るため、空き家のリフォーム費用等（放置家財の処分費含む）に対して補助金を交付します。

##### 1. 補助の対象となる空き家（次の要件をすべて満たすもの）

- (1) 空き家バンクの登録物件又は、空き家バンクを通じ売買又は賃貸借された物件
- (2) 補助金の交付後に、3親等以内の親族等に売却、又は賃貸しない物件
- (3) 補助金の申請年度内に事業完了が見込まれるもの

##### 2. 補助の対象となる方

世帯全員が、本町及び前住所地の市区町民税等を滞納していない方で、次の要件のいずれかに該当する方。ただし、3親等以内の親族等から購入又は賃借する場合は除きます。

- (1) 空き家バンクに登録した空き家の所有者等
- (2) 補助対象物件を買い取り又は、賃借した物件に3年以上居住する意思のある利用者

### 3. 補助の対象となる工事等

町内業者に施行させる、リフォーム工事又は、家財道具の処分等。ただし、次に該当するものは除外します。

- (1) 自ら（同一世帯員を含む）が実施するリフォーム及び家財道具の処分
- (2) 外構、車庫、倉庫等の改修工事及び、工事を伴わない機器・備品等の購入
- (3) 庭木の剪定及び除草等

### 4. 補助金の額

補助対象事業費の2分の1の額（1,000円未満切り捨て）とし、次の額を補助上限額とします。ただし、「香川県移住促進・空き家改修等補助金交付要綱」に該当すると認められる場合は、（ ）書きの金額を補助金の上限とします。

- |                   |      |                |
|-------------------|------|----------------|
| (1) リフォーム工事に係る補助金 | 50万円 | <u>(100万円)</u> |
| (2) 家財道具の処分に係る補助金 | 5万円  | <u>(10万円)</u>  |

### 5. 申請書の提出先及びお問い合わせ先

綾川町役場 総務課内「いいまち推進室」  
電話 087-876-5577 FAX 087-876-1948

#### ③ 綾川町老朽危険空き家除却支援事業補助金（新規事業）

老朽化により、倒壊等のおそれのある空き家除却費用に対する補助金を交付します。

#### 1. 補助の対象となる空き家（次の要件をすべて満たす物件）

- (1) 構造の腐朽又は破損が一定程度以上の老朽危険空き家
- (2) 補助金の交付決定前に除却工事に着手及び、契約を締結していないこと
- (3) 補助金の申請年度内に除却工事の完了が見込まれること
- (4) 公共事業による移転、建替え等の補償の対象外であること
- (5) 不動産販売、貸付又は駐車場運営業者等が事業のために行うものでないこと

#### 2. 補助の対象となる方（申請を行う前に担当課と事前協議をお願いします。）

本町の町税等を滞納していない方（同一の世帯員を含む）で、次のいずれかの要件に該当する方。ただし、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者。

- (1) 住宅の所有者（共有者を含む。）。ただし、所有者が死亡している場合は、その法定相続人全ての同意を得られる方
- (2) 補助対象住宅の除却について、所有権等を有するすべての者の同意を得た方

### 3. 補助の対象工事

建築、とび・土工又は解体工事事業者として登録された、町内業者に請け負わせる工事。ただし、次のいずれかに該当するものは除外します。

- (1) 住宅の一部のみの除却工事又は、建替えを目的とした工事
- (2) 補助金の交付決定前に着手した工事
- (3) 家財道具、機械、車両等の処分及び地下埋設物（浄化槽等）の除却に係る工事

### 4. 補助金の額

補助額は、補助対象事業費（除却に要した費用）と、国土交通省住宅局通知の木造住宅の除却費（除却工事単価【注1】×除却対象面積）の、いずれか低い方の額の8割の金額。

ただし、160万円を補助金の上限額とします。

【注1】平成30年度、木造住宅の除却工事単価 26,000円/㎡

### 5. 申請書の提出先及びお問い合わせ先

綾川町役場 総務課内「いいまち推進室」  
電話 087-876-5577 FAX 087-876-1948

## (4) 綾川町からの情報発信について

綾川町では、広報・防災行政無線・ホームページでの住民への情報発信、また小中学校や保育所・幼稚園は保護者にメール配信を行っています。SNSとしてはFacebook、Instagramにて情報発信も行っています。

### 1. 情報発信の種類と時期

| 種類           | 時期        | 備考                                                                                                    |
|--------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広報           | 毎月22日頃    |                                                                                                       |
| 防災行政無線       | 緊急時、定時、随時 | 定時は7:00、20:00に放送                                                                                      |
| ホームページ       | 随時        | <a href="https://www.town.ayagawa.lg.jp">https://www.town.ayagawa.lg.jp</a>                           |
| 小中学校メール配信    | 随時        | メール登録された保護者に配信（教育委員会）                                                                                 |
| 保育所・幼稚園メール配信 | 随時        | メール登録された保護者に配信（子育て支援課）                                                                                |
| Facebook     | 随時        | <a href="https://www.facebook.com/Ayagawa.Town/">https://www.facebook.com/Ayagawa.Town/</a>           |
| Instagram    | 随時        | <a href="https://www.instagram.com/ayagawa_official/">https://www.instagram.com/ayagawa_official/</a> |

### 2. Facebook、Instagramについて

(1) Facebookは綾川町でのイベント等について、各課にて更新します。  
(すべての町のイベント情報を発信するものではありません)

<イメージ図>



(2) Instagramは綾川町のイベントや風景写真等を更新し、綾川町の魅力を発信します。

<イメージ図>



## (5) 70歳未満は、綾川町セーフティ IruCa で、ご安全に！

綾川町では、運転免許を自主返納された綾川町民の方を対象に、車に代わる交通手段として『町営バス無料券』を発行していますが、さらに、70歳未満の運転免許証を自主返納された方は、『綾川町セーフティ IruCa』を利用することにより、IruCaを導入している公共交通(電車・バス)の運賃が半額になります。平成31年4月8日から受け付けを開始します。

### ■ 1. 対象者

綾川町民(外国人含む)で、有効期間内の  
運転免許証を自主返納された70歳未満の方。

### ■ 2. 支援内容

車に代わる交通手段の『綾川町セーフティ IruCa』が利用できます

### ■ 3. 申請手続きの流れ

|     |                                                                       |                                                    |
|-----|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| (1) | 高松西警察署又は、運転免許センターで本人が運転免許証を自主返納<br>⇒ 『運転免許証の取消通知書』交付を受ける              | 高松西警察署<br>TEL 876-0110                             |
| (2) | 『運転免許証の取消通知書』、印鑑を持参し、町役場、総務課にて<br>運転免許証自主返納支援事業の申請と綾川町セーフティ IruCa の申込 | 綾川町総務課・<br>いいまち推進室<br>TEL 876-1906<br>TEL 876-5577 |
| (3) | ことடன்より自宅に綾川町セーフティ IruCa カードを郵送                                       | ことடன்管理本部<br>TEL 863-7766                          |

### ■ 4. 更新方法

更新する際は事前に、ことடன்担当窓口(ことடன்管理本部 863-7766)に更新する駅窓口及び日時を連絡し、指定された駅窓口で更新手続きをしてください。手続きには、住所、年齢のわかる公的証明書が必要です。

### ■ 5. カードの切り替え

綾川町セーフティ IruCa の対象者が70歳以上になった場合は、綾川町総務課から連絡をします。連絡を受けた対象者は、事前にことடன்担当窓口(ことடன்管理本部 863-7766)に切り替えを行う駅窓口と日時を連絡し、指定した駅窓口にて、住所、年齢のわかる公的証明書を持参し、綾川町ゴールド IruCa に切り替えをお願いします。その時には、別途2,000円が必要です。



【問合せ先】総務課いいまち推進室 876-5577

## (6) 綾川町消防団女性団員・災害支援団員募集

綾川町消防団では、新たに女性団員、災害支援団員を募集します。

応急救護や防災に関する知識・技術を身に付けることで、いざという時に、ご家族やご近所の方、地域の皆さんを守ることができます。

女性ならではのきめ細やかさ、または自らが培った経験を生かして、地域に密着した消防団活動に参加していただける方の応募をお待ちしています。

### 1. 募集期間

(第1次) 4月1日～5月31日

(第2次) 6月1日～9月30日

(第3次) 以後、定員充足まで継続

※定員になり次第、締め切らせていただきます。



### 2. 募集人員・応募資格等 (詳しくは募集要項をご覧ください)

| 区分   | 女性団員                                                                                                              | 災害支援団員                                                                                                                                                                                           |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人数   | 18名                                                                                                               | 36名                                                                                                                                                                                              |
| 応募資格 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町に在住、又は勤務されている方</li> <li>・年齢18歳以上50歳未満の女性</li> <li>・心身ともに健康な方</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町に在住、又は勤務されている方</li> <li>・年齢23歳以上70歳未満の男女</li> <li>・心身ともに健康な方</li> <li>・消防団員、消防職員、地方公共団体職員(県及び市町村職員)、その他防災関係組織職員(国、警察、自衛隊等)として5年以上勤務したことがある方</li> </ul> |
| 主な活動 | <p>普段は火災予防広報や各種訓練に参加。災害時は避難所運営等の後方支援活動にあたっていただきます。年30回程度の活動を予定しています。</p>                                          | <p>普段は各種訓練に参加。災害時は避難所運営等の後方支援活動にあたっていただきます。年10回程度の活動を予定しています。</p>                                                                                                                                |

### 3. 応募及び選考方法

#### (1) 応募方法

申込書(役場総務課又はホームページに掲載)に必要事項を記載の上、綾川町役場総務課へご持参もしくは郵送してください。

#### (2) 選考方法

書類および面接により選考いたします。

### 4. 問い合わせ先

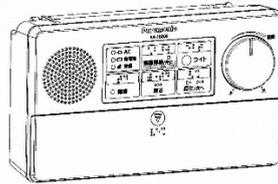
綾川町役場総務課 消防団担当

電話：087-876-1906 / メール:shobo@town.ayagawa.lg.jp

## (7) 防災行政無線（戸別受信機）の貸与に関する希望調査について

綾川町では、災害情報や行政からのお知らせを確実に町民のみなさまにお伝えするため、7月より翌年3月末まで順次、新しい防災行政無線のデジタル戸別受信機を、希望者に新たに貸与を行う予定です。

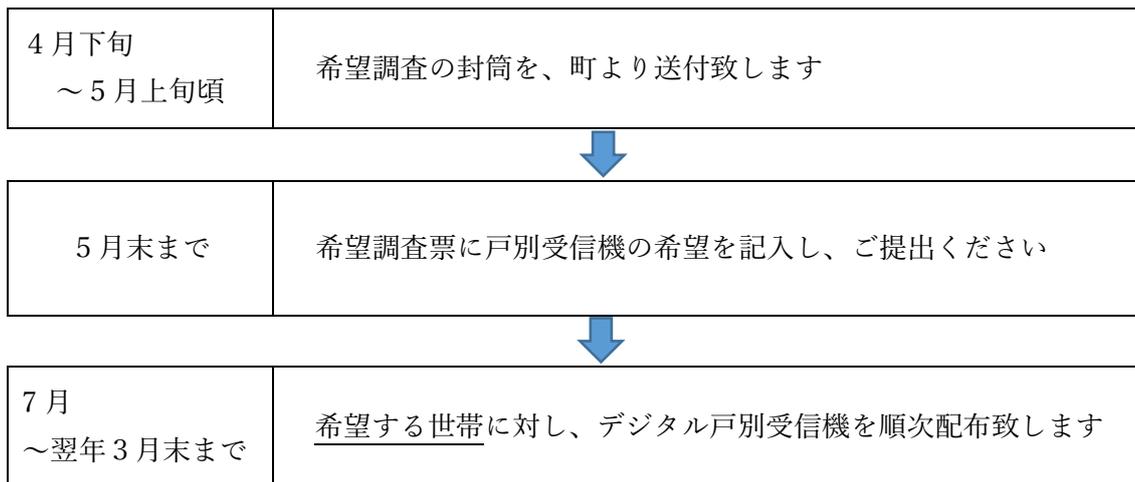
### (新しい戸別受信機のイメージ)



貸与準備のため、全世帯を対象として貸与希望調査を行います。戸別受信機貸与の希望の有無に関わらず、必ずご回答ください。

デジタル戸別受信機に完全切替後は、アナログ戸別受信機は使用できなくなりますので、現在、貸与されているアナログ戸別受信機をお持ちの方も切替が必要となります。

### (希望調査→貸与までの流れ)

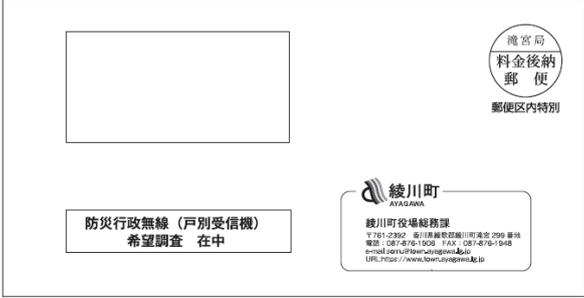
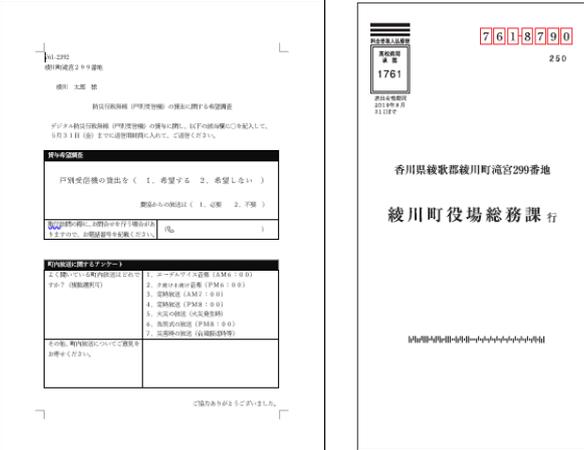


### 1. 新しい戸別受信機について

|          |                                                |
|----------|------------------------------------------------|
| 戸別受信機の種類 | デジタル戸別受信機となります。                                |
| 費用       | 住民票上の世帯に対して1台、 <b>無料貸与</b> となります。(2台目以降は有料です。) |

### 2. 希望調査について

同封の希望調査票に記入の上、下記の方法にてご提出ください。

|           |                                                                                                                                                                  |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 希望調査の配布方法 | <p>4月下旬から5月上旬頃に、戸別受信機の希望調査票を送付致します。</p>                                        |
| 提出先・期限    | <p>希望調査票に記載の上、同封の返信用封筒にて送付、または役場本庁、綾上支所、各地区公民館に<b>5月31日(金)まで</b>にご提出ください</p>  |

### 3. 戸別受信機の配布方法について

「1. 希望する」に○を記入した世帯に対し、以下の期間に貸与を行います。

|      |                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------|
| 期 間  | 本年7月～翌年3月31日までの期間のうち順次貸与を行います。各家庭への配布時期は、希望調査票の回収状況により調整致します。 |
| 配布方法 | 委託業者にて、ご家庭を一軒ずつ回りながら、設置致します。                                  |
| 備 考  | 既存のアナログ戸別受信機をお持ちの方は、貸与の際に回収致します。電波が届かない場合、アンテナ工事を行う場合がございます。  |

提出期限を過ぎた後も随時申請を受け付けますが、貸与の時期は遅くなる場合がございますのでご了承下さい。

(問合せ先) 綾川町総務課 ☎876-1906

## (8)「自助」「共助」の自主防災会 ～地震・水害への備え～

### ① 自治会は自主防災会？

災害時に隣近所の人が協力しあうため、平成19年から自主防災会の結成を呼び掛けてきました。現在まで自治会ベースで135以上の組織が結成を届け出ています。

自治会には、困ったときに助け合う下地があります。正式に自治会を自主防災会として届け出るときは、総務課防災担当までご連絡ください。届け出ると資機材助成の申請ができ、備蓄物資の助成を受けられる場合があります。

### ② 自主防災活動を一步先に進めよう！

災害に備える自主防災活動には決まったやり方はありません。たとえば、

- みんなで危険箇所を見回りする。
- 地区に必要なものを自治会費で購入検討。
- 常会で炊き出し訓練をする。
- 町の防災訓練に参加する。

など、いろいろなやり方があります。地域の関心事や余裕に合わせて柔軟に取り組みましょう。



以下は、行政の取組みです。

#### ■国／内閣府『みんなでつくる地区防災計画』

目標は地域のルール作りです。ハードルが高いと感じる場合は、何を話し合えばいいかの一例としてご活用ください。

内閣府 <http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/index.html>



#### ■香川県『家具等転倒防止対策 モデル事業』

各市町で1地区／約10世帯を上限とするモデル世帯を選び、家具に転倒対策器具を取り付けるご家庭を支援します。器具購入費の一部補助だけでなく、香川県防災士会の会員が現地に出張して取り付け作業まで行う予定です。

希望する自治会は、5月8日（水）までに役場総務課へご連絡ください。  
希望多数の場合は抽選とさせていただきます。



#### ■香川県／綾川町『耐震診断／改修補助』

※綾川町建設課のページをご覧ください。



### ■綾川町『防災士資格取得補助』

防災士の資格取得にかかる費用に対する補助制度です。

8月に香川大学の短期講座に申し込む必要があります。

町ホームページ <https://www.town.ayagawa.lg.jp/>



### ■綾川町『資機材・備蓄物資助成制度』

幅広く防災活動をする時に必要と思われる物品として、ヘルメット、救急セット、毛布などの防災資機材を予算の範囲内で支給します。ただし自主防災組織の結成が条件で、助成は1回きりです。

なお、別紙の備蓄食料の助成も行っています。

### ■綾川町『大判マップ無料交付』

過去2年間で実施した防災訓練の結果として、避難所や、住民意見の危険個所をのせた大判の地図を印刷できます。皆さんの家が見える縮尺ですので、ぜひ自治会内の逃げ遅れを防ぐ話し合いに役立ててください。マップの印刷を希望される自治会は、総務課防災担当までご連絡ください。



- ・マップに載せる内容を選べます。
- ・色付きステッカーなどをお渡しできます。
- ・講師が必要でしたらご相談ください。県の「アドバイザー派遣事業」を検討いたします。

### ③ 「平成31年度 綾川町校區別防災訓練（仮称）」について

本年度の町の防災訓練は、避難所運営訓練を行います。場所と日程は決定し次第お知らせします。

11月2日（土）に綾上校区、11月23日（土）に綾南校区の予定です。

|        |     |              |
|--------|-----|--------------|
| 問い合わせ先 | 総務課 | TEL 876-1906 |
|--------|-----|--------------|

※資機材助成の内容は一部変更になる場合があります。ご了承ください。

(別 表)

防災資機材助成基準一覧表

| 防災資機材\世帯数 |        |                  |                    |     | 世 帯 数  |                  |        |
|-----------|--------|------------------|--------------------|-----|--------|------------------|--------|
|           |        |                  |                    |     | 100 未満 | 100 以上<br>200 未満 | 200 以上 |
| No.       | 用 途    | 品 名              | 規 格                | 単 位 | 数 量    | 数 量              | 数 量    |
| 1         | 情報伝達用  | トランジスターメガホン      | 警報付                | 個   | 1      | 1                | 1      |
| 2         |        | 非常用ラジオ           | 充電機能付き             | 個   | 1      | 1                | 1      |
| 3         | 避難用    | 誘導灯              | 点滅式                | 個   | 1      | 2                | 3      |
| 4         |        | 避難誘導旗            | 防災会名入り             | 本   | 1      | 2                | 3      |
| 5         |        | 笛                |                    | 個   | 5      | 5                | 5      |
| 6         |        | 強カライト            |                    | 個   | 2      | 4                | 6      |
| 7         |        | 背負いバンド           |                    | 個   | 1      | 2                | 3      |
| 8         |        | ヘルメット            | 防災会名入り             | 個   | 5      | 10               | 15     |
| 9         |        | 全面反射腕章           | 防災会名入り             | 個   | 10     | 20               | 30     |
| 10        |        | 救助用              | 三角バケツ              |     | 個      | 2                | 4      |
| 11        | 鋸      |                  |                    | 本   | 1      | 2                | 3      |
| 12        | 掛矢     |                  |                    | 本   | 1      | 2                | 3      |
| 13        | ボール(大) |                  |                    | 本   | 1      | 2                | 3      |
| 14        | 救助ロープ  |                  | 12mm×50m           | 巻   | 1      | 2                | 3      |
| 15        | 救護用    | 救急セット(20人又は50人用) | 100 世帯以上は<br>50 人用 | 式   | 1      | 1                | 1      |
| 16        |        | 担架(折りたたみ)        |                    | 個   | 1      | 1                | 1      |
| 17        |        | パック毛布            | 難燃エコ               | 枚   | 5      | 10               | 15     |
| 18        | その他    | 土のう袋             |                    | 枚   | 100    | 200              | 300    |
| 19        |        | 一輪車              |                    | 台   | 1      | 2                | 3      |
| 20        |        | スコップ(丸型)         |                    | 本   | 2      | 4                | 6      |
| 21        |        | 防水シート            | 3.6m×5.4m          | 枚   | 2      | 4                | 6      |

- ※1 防災資機材の助成は、1 組織当たり 1 回限りです。
- ※2 防災資機材の補充及び修理は自主防災組織において行ってください。
- ※3 自治会ごとの世帯数により資機材の助成数量が変わります。

※食糧助成の内容は一部変更になる場合があります。ご了承ください。

(別紙)

## 自治公民館／集会所へ保存水・アルファ米等をお配りします

平成24年度から備蓄食糧を助成しています。ただし条件として、自主防災組織の結成を届け出ており、自治公民館または集会所で（現在、プレハブ倉庫等の物置は不可としています）、建築基準法の耐震基準を満たしている場所に保管することです。

### ① 助成備蓄食糧 一覧

| 品名      | 規格      | 単位 | 世帯数   |       |
|---------|---------|----|-------|-------|
|         |         |    | 100未満 | 100以上 |
| 保存水     | 20×6本/箱 | 箱  | 10    | 20    |
| アルファ米   |         | 食  | 300   | 600   |
| レトルトカレー |         | 食  | 300   | 600   |



保存水



アルファ米



非常食セット

### ② 食糧の更新について

消費期限の年に改めて申請できます。期限切れとなるものは自主防災組織の訓練等で使い切るなど、工夫してください。町では引き取りできませんので、ご注意ください。過去に食糧の助成を受けた自主防災組織で、消費期限切れになると思われるのは、下記の3地区です。

■西俊則 自主防災会    ■川北東サンサン台 自主防災会    ■栗原 自主防災会

## (4) 『綾川町防災マップ』について

ご自宅や、職場付近の危険箇所をご確認ください。

全国的な土砂災害被害の多発を受け、県が指定する土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を平成27年に配布した防災マップに掲載しています。

雨が続く時期になりますので、ご確認いただき、町からの情報とあわせて命を守る行動を心がけてください。マップについては、各公共施設に設置していますので、必要な方は申し出てください。

綾川町 建設課 TEL 087-876-5280

香川県中讃土木事務所 管理課 TEL 0877-46-7469

河川港湾課 TEL 0877-46-3180

警戒区域については県のサイトで詳細にご確認いただけます。

香川の砂防

検索

## (9)綾川町選挙管理委員会からの重要なお知らせ

### ◎一部の投票所が変更になります。

綾川町選挙管理委員会において投票区の見直しを行いました。

今まで10箇所あった投票区を9箇所に統廃合します。

7月執行予定の参議院議員通常選挙より下記のとおり変更になります。

入場券に記載された投票所をご確認のうえ、お間違いのないようお願いいたします。

#### 【投票区の変更箇所】

新名集会所（第6投票区）で投票していた方は粉所公民館（第5投票区）で投票をしていただくようになります。

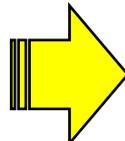
#### 旧投票区

| 投票区   | 旧投票区の区域 | 投票所                   |
|-------|---------|-----------------------|
| 第1投票区 | 畑田、千疋   | 昭和公民館講義室              |
| 第2投票区 | 陶       | 陶公民館講義室               |
| 第3投票区 | 滝宮、萱原、北 | 綾南農村環境改善センター<br>1階研修室 |
| 第4投票区 | 羽床下、小野  | 羽床小学校ランチルーム           |

#### 新投票区

| 投票区   | 旧投票区の区域 | 投票所                   |
|-------|---------|-----------------------|
| 第1投票区 | 畑田、千疋   | 昭和公民館講義室              |
| 第2投票区 | 陶       | 陶公民館講義室               |
| 第3投票区 | 滝宮、萱原、北 | 綾南農村環境改善センター<br>1階研修室 |
| 第4投票区 | 羽床下、小野  | 羽床小学校ランチルーム           |

|       |                  |       |
|-------|------------------|-------|
| 第5投票区 | 粉所西の一部<br>粉所東の一部 | 粉所公民館 |
| 第6投票区 | 粉所西の一部<br>粉所東の一部 | 新名集会所 |



|       |            |       |
|-------|------------|-------|
| 第5投票区 | 粉所西<br>粉所東 | 粉所公民館 |
|-------|------------|-------|

|        |                        |                          |
|--------|------------------------|--------------------------|
| 第7投票区  | 西分                     | 西分公民館                    |
| 第8投票区  | 山田上、東分                 | 綾上小学校                    |
| 第9投票区  | 山田下                    | 綾上農村環境改善センター<br>1階多目的ホール |
| 第10投票区 | 牛川、羽床上<br>西分の一部【高尾自治会】 | 羽床上公民館                   |

|       |                        |                          |
|-------|------------------------|--------------------------|
| 第6投票区 | 西分                     | 西分公民館                    |
| 第7投票区 | 山田上、東分                 | 綾上小学校                    |
| 第8投票区 | 山田下                    | 綾上農村環境改善センター<br>1階多目的ホール |
| 第9投票区 | 牛川、羽床上<br>西分の一部【高尾自治会】 | 羽床上公民館                   |

#### 【投票区の変更に伴う対応】

投票区の見直しに合わせて投票日当日に綾川町営バスを全線通常運行いたします。是非ご利用ください。

ご理解ご協力をお願いいたします。

問合せ先 綾川町選挙管理委員会（総務課内） TEL876-1906

## 税 務 課

### (1) 平成31年度町税等について

#### ● 納税通知書（納付通知書）の送付について

| 税 目                | 発送予定日    |
|--------------------|----------|
| 固定資産税              | 4月26日（金） |
| 軽自動車税              | 4月26日（金） |
| 町県民税（普通徴収の方）       | 6月 3日（月） |
| 国民健康保険税（普通徴収の方）    | 7月 1日（月） |
| 介護保険料（普通徴収の方）      | 7月 1日（月） |
| 後期高齢者医療保険料（普通徴収の方） | 7月11日（木） |

#### ● 町税等の口座振替について

| 種 目                                                                                                                                                                                      | 取扱金融機関                                                                                                                                               | 振 替 日                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町県民税</li> <li>・ 固定資産税</li> <li>・ 軽自動車税</li> <li>・ 国民健康保険税</li> <li>・ 後期高齢者医療保険料</li> <li>・ 1号介護保険料</li> <li>・ 保育料</li> <li>・ 町営住宅使用料</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 香川県農協</li> <li>・ 百十四銀行</li> <li>・ 香川銀行</li> <li>・ 高松信用金庫<br/>（各全店舗）</li> <li>・ ゆうちょ銀行<br/>（各全店舗）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各納期の納期限日</li> </ul> ※（全期前納） |

※（平成31年度についての全期前納振替日は、固定資産税は5月15日、町県民税は6月14日、国民健康保険税は7月12日です）

### ◀ 申し込み方法とおもな流れ ▶

役場本庁、綾上支所、町内香川県農業協同組合、百十四銀行、香川銀行、ゆうちょ銀行及び高松信用金庫国分寺支店に口座振替依頼書を備え付けております。

必要事項をご記入の上、取扱金融機関の窓口へご提出ください。

※申し込みから、口座振替完了まで2週間から3週間かかりますので、早めにお申し込みください。

口座振替制度をご利用の皆様には、たいへんお手数をおかけいたしますが、宜しくお願ひします。

## (2) 綾川町オリジナルナンバープレートの交付について



綾川町合併10周年、オリジナルナンバープレートの交付を平成28年度から交付しています。

対象車種は、50CC以下のもの（白色）、50CCを超え90CC以下のもの（黄色）、90CCを超え125CC以下もの（桃色）を3種類です。

交付の手続きは、町税務課までお問い合わせください。

- 問い合わせ先 綾川町役場税務課 TEL 876-5284
- 綾川町ホームページ <http://www.town.ayagawa.kagawa.jp/>

## 住民生活課

### (1) 綾川町クリーン作戦のお願いについて

今年も地域の散乱ごみ清掃として、綾川町クリーン作戦を実施します。

**基準日 5月26日(日) 小雨決行**

時間及び場所は各自治会で決めてください。自治会で行事等がある場合は5月25日(土)や、前の週の18日(土)19日(日)の実施も可能ですが、収集日は下記のとおりとなります。)

収 集 日 → → → **破碎ごみ 5月27日(月)**  
**可燃ごみ 5月21日(火) 通常の収集日**  
**可燃ごみ 5月28日(火) 通常の収集日**

- ①「可燃ごみ」と「破碎ごみ」のごみ袋を、各1枚を広報「あやがわ」5月号と共に自治会長さんにお届けしますので、各戸に配布お願いします。
- ②時間や場所は各自治会で決めてください。
- ③家庭からの粗大ごみは、出さないでください。
- ④土、砂、石等は収集できません。
- ⑤ごみは分別し、袋に入れて出してください。



### (2) マイナンバーカード申請サポートについて

平成31年7月から、マイナンバーカード申請サポートを実施します。

マイナンバーカードの申請を希望する方を対象に、本庁住民生活課、綾上支所窓口では、マイナンバーカード申請のお手伝いをします。ご本人様が本人確認書類を持参の上、本庁住民生活課、綾上支所に来庁いただければ、その場で申請書を作成し、写真を無料でお撮りして、マイナンバーカードの申請ができます。交付まで1カ月程度かかりますが、公的な本人確認書類として利用できるICチップ付きのカードです。初回交付手数料は無料です。

#### 窓口申請サポート

1. 申請者本人がご来庁のうえ、申請用紙にご記入いただきます。本人確認書類も同時にご提示ください。
2. 本庁住民生活課、綾上支所窓口のタブレットを利用して写真撮影をし、その場でマイナンバーカードを申請します。
3. カードが出来上がるまで、申請から1カ月程度かかります。カードが出来上がりましたら、役場から交付通知書(カード受け取りのお知らせ)をお送りします。
4. 交付通知書と本人確認書類をお持ちの上、ご本人様が本庁住民生活課までお越しください。

#### 巡回型申請サポート

- ・公民館等に出向いて、高齢者等の身近な場所で申請をサポートします。

# 野焼き（ごみ焼き）は禁止されています。

最近、「隣の空き地でごみを燃やしていて、煙や臭いが迷惑！」といった、ごみの野外焼却（野焼き）に関する苦情がよく寄せられます。

野焼きの煙には、臭いのほかにも微小粒子状物質（PM2.5）や発がん性物質など、人の健康への影響が懸念される物質が含まれていたりします。

家庭や事業所から出たごみの野焼きは、法律で禁止されています。ごみは定められた方法で適正に処理しましょう。

Q 家庭から出たごみや仕事で出た廃棄物はどうすればいいの？

A 家庭ごみは、分別して町のごみ収集に出して下さい。仕事で出た廃棄物は、集積所には出さずに民間の産廃業者へ処理委託して処分してください。

Q 絶対に燃やしてはいけないの？

A ドラム缶や壊れた焼却炉、ブロック囲い、地面への素掘りなどでの焼却は禁止されています。また、基準を満たさない簡易な焼却炉での焼却も禁止されています。



ドラム缶を使つての焼却



ブロックの囲いでの焼却



地面で直接の焼却

## ●野焼きの例外

以下の野焼きは例外として認められています。

1. どんと焼き等の地域の行事を行うために必要な焼却
2. 田んぼのあぜ草など、農業や林業を営むためにやむを得ない焼却
3. 落ち葉等のたき火、キャンプファイヤー等その他日常生活を営む上で通常行われるもので、軽微な焼却

ただし、近隣に煙やにおいなどの迷惑がかからないよう、十分配慮して行って下さい。  
また、プラスチックやビニール、発泡スチロールなどを混ぜて燃やさないで下さい。  
これらに反した場合、例外であっても指導を行う場合があります。

## 健康福祉課

### (1) 日本赤十字社「社資」募集について

平成31年4月吉日

各自治会長 殿

日本赤十字社香川県支部  
綾川町分区長 前田 武俊  
(公 印 省 略)

### 平成31年度日本赤十字社「社資」募集について

陽春の候 貴台におかれましては益々ご清栄のことお喜び申し上げます。

さて、日本赤十字社では災害援護はもとより医療、献血、奉仕団、青少年の健全育成などさまざまな活動を行なっています。これらの事業は皆様方から寄せられた(社資・寄付金)によって支えられています。

つきましては、本年も5月より、赤十字社員への加入を募集しますので、深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

尚、本年も一戸あたり500円以上の社資を募集いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

### ※振込み方法 記載例

#### イ) B通知書に

①社資千円未満の方の戸数と金額

②社資千円以上の方の戸数と金額 (裏面に千円以上の方の名前と金額)

③合計金額を記入してください。

ロ) 右のABCの通知書に【          】の中に自治会名、自治会長名、合計金額を3枚とも記入してください。

ハ) 6月28日までに役場会計室、町内農協各支店(出張所)、百十四銀行綾南支店、香川銀行滝宮支店(それ以外の納付場所では振込み手数料が必要です。)へ通知書で送金賜りますようお願い申し上げます。

(※やむなく、7月以降の振込みになる場合は役場会計室へお願いします。)

連絡先：綾川町健康福祉課 日赤担当 876-1113 (健康福祉課直通)

# 記載例

## A 納入通知書 (日赤)

|                                          |                                               |     |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----|
| 主管課名                                     | 健康福祉課                                         | 第1号 |
| 納入者                                      | 自治会 <b>あやがわ</b><br>自治会長名 <b>綾川太郎</b>          | 殿   |
| 平成 31 年度                                 | 日赤社資                                          |     |
| ①+②<br>合計金額                              | 6,500 円                                       |     |
| 納付目的                                     | 日本赤十字社「社資」                                    |     |
| 納付期限                                     | 令和元年6月28日限り<br>※期限終了後は、綾川町役場町金庫へお願いします        |     |
| 納付場所                                     | 綾川町役場会計室                                      |     |
|                                          | 綾川町指定金融機関<br>香川県農協 町内各支店<br>口座番号 滝宮支店 0281601 |     |
|                                          | 綾川町指定代理金融機関<br>百十四銀行綾南支店 普通預金<br>口座番号 0530299 |     |
|                                          | 綾川町指定代理金融機関<br>香川銀行 滝宮支店 普通預金<br>口座番号 1243043 |     |
| ※上記納付場所は振込み手数料が無料です。<br>(それ以外は振り込み手数料必要) |                                               |     |
|                                          | 領収日付印                                         |     |
| 日本赤十字社香川支部                               |                                               |     |
| 綾川町分区長 前田 武俊                             |                                               |     |
| (金融機関保管)                                 |                                               |     |

## B 領収済通知書 (日赤)

|                                          |                                               |     |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----|
| 主管課名                                     | 健康福祉課                                         | 第1号 |
| 納入者                                      | 自治会 <b>あやがわ</b><br>自治会長名 <b>綾川太郎</b>          | 殿   |
| 平成 31 年度                                 | 日赤社資                                          |     |
| ①+②<br>合計金額                              | 6,500 円                                       |     |
| 納付目的                                     | 日本赤十字社「社資」                                    |     |
| 納付期限                                     | 令和元年6月28日限り<br>※期限終了後は、綾川町役場町金庫へお願いします        |     |
| 納付場所                                     | 綾川町役場会計室                                      |     |
|                                          | 綾川町指定金融機関<br>香川県農協 町内各支店<br>口座番号 滝宮支店 0281601 |     |
|                                          | 綾川町指定代理金融機関<br>百十四銀行綾南支店 普通預金<br>口座番号 0530299 |     |
|                                          | 綾川町指定代理金融機関<br>香川銀行 滝宮支店 普通預金<br>口座番号 1243043 |     |
| ※上記納付場所は振込み手数料が無料です。<br>(それ以外は振り込み手数料必要) |                                               |     |
|                                          | 領収日付印                                         |     |
| 日本赤十字社香川支部                               |                                               |     |
| 綾川町分区長 前田 武俊                             |                                               |     |
| (綾川町保管) ☆表面に千円以上の方の名簿有                   |                                               |     |

## C 領収証書 (日赤)

|               |                                                                                                  |     |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 主管課名          | 健康福祉課                                                                                            | 第1号 |
| 納入者           | 自治会 <b>あやがわ</b><br>自治会長名 <b>綾川太郎</b>                                                             | 殿   |
| 平成 31 年度      | 日赤社資                                                                                             |     |
| ①+②<br>合計金額   | 6,500 円                                                                                          |     |
| 納付目的          | 日本赤十字社「社資」                                                                                       |     |
| 納付期限          | 令和元年6月28日限り<br>※期限終了後は、綾川町役場町金庫へお願いします                                                           |     |
| 納付場所          | 綾川町役場会計室                                                                                         |     |
|               | 綾川町指定金融機関<br>香川県農協綾川町内各支店<br>・百十四銀行綾南支店<br>・香川銀行滝宮支店<br>上記納付場所では振り込み手数料は無料です<br>(それ以外は振り込み手数料必要) |     |
| 上記の金額を領収しました。 |                                                                                                  |     |
|               | 領収日付印                                                                                            |     |
| 日本赤十字社香川支部    |                                                                                                  |     |
| 綾川町分区長 前田 武俊  |                                                                                                  |     |
| (納入者保管)       |                                                                                                  |     |

## (2) 福祉・保健事業について

### ① 検診のご利用方法について

綾川町では、町民の健康づくりのために、下記の通り検診を実施しています。対象者には受診券を4月20日に発送します。職域等で受診機会がない方は、ぜひご利用ください。

| 検診名         | 対象                          | 機会    | 検査内容               | 費用             | 個別 | 集団 | 案内     |
|-------------|-----------------------------|-------|--------------------|----------------|----|----|--------|
| 肺がん（結核）検診   | 肺がん：40歳以上<br>結核：65歳以上       | 毎年1回  | 胸部レントゲン            | 無料             | /  | ○  | 黄色い受診券 |
|             |                             |       | 喀痰検査               | 300円           |    |    |        |
| 胃がん検診       | 40歳以上                       | 毎年1回  | バリウム又は内視鏡          | 500円           | ●  | /  |        |
| 大腸がん検診      | 40歳以上                       | 毎年1回  | 便潜血（2日法）           | 200円           | ○  | /  |        |
| 前立腺がん検診     | 40歳以上の男性                    | 毎年1回  | 血液検査（PSA）          | 200円           | ○  | ○  |        |
| 乳がん検診 ☆     | 40歳以上の女性<br>（40～49歳の希望者）    | 2年に1回 | マンモグラフィ<br>（超音波検査） | 300円<br>（700円） | ●  | ●  |        |
| 子宮頸がん検診 ☆   | 20歳以上の女性<br>（31～41歳の希望者）    | 2年に1回 | 子宮頸部細胞診<br>（HPV検査） | 300円<br>（700円） | ●  | ●  |        |
| 肝炎ウイルス検診    | 40歳以上                       | 町で1回  | C型肝炎・HBs抗原         | 無料             | ○  | ○  |        |
| 若い世代健診 ☆    | 19～39歳                      | 毎年1回  | 血液検査等              | 400円           | ○  | ○  |        |
| 綾川町国保特定健康診査 | 国保加入の40～74歳                 | 毎年1回  | 血液検査等              | 500円           | ○  | ○  |        |
| 健康診査        | 75歳以上                       | 毎年1回  | 血液検査等              | 無料             | ○  | ○  |        |
| 歯周疾患検診 ★    | 30・35・40・45・50・55・60・65・70歳 | 節目    | 健診・歯のクリーニング        | 300円           | ●  | /  | ハガキ    |

※2020年3月31日現在の年齢で対象者にご案内しています。

○予約不要・●要予約

**個別検診**（町指定医療機関）

**5月1日～10月31日**

**集団検診**（各地区公民館等巡回）

**8月21日～9月6日**  
補充：12月5日・6日・8日



検診の利用はいずれかの会場で、受診券が届いたものについて、原則年1回となります。受診の際は受診券及び保険証をお持ちください。

### ☆ 平成31年度 無料検診 ☆

乳がん検診 : 40・45・50・55・60歳  
子宮頸がん検診 : 20・25・30・35・40歳

※平成31年4月1日現在の年齢が上記の方が対象です。

### 若い世代健診

黄色い受診券の年齢が20歳の方

※400円の若い世代健診が窓口で無料になります。

### ★ 歯周疾患検診 リニューアル ★

歯周病は、歯を支えている骨が溶けてしまう病気です。そのままにしておくと歯を失うこととなります。

今年度から歯と歯ぐきの健診に加え歯の表面クリーニングが追加になり、わずか300円で受けられるようになりました。

みんな受けてね！



## ② 母子保健・予防接種関係 新規事業について ～安全・安心で健やかな妊娠・出産・育児を サポートするために～



### ☆ 産婦健康診査

心身ともに不安定になりやすい出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）を実施することで、産後うつ予防や早期発見・対処、新生児への虐待予防等を図ることを目的として実施します。

（内容）

香川県内の実施医療機関で産後 2 週間、産後 1 ヶ月（産後 56 日以内に 2 回まで）に問診、診察、体重測定、血圧測定、尿検査、産後うつ等質問票を実施します（自己負担はありません）。

### ☆ 特定不妊治療費助成事業の拡充 男性不妊治療費助成

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）については、治療費が高額であり、その経済的負担が大きくなります。特定不妊治療を受けている夫婦に対する治療費用助成をさらに拡充させ、経済的負担の軽減を図ることを目的として実施します。

（内容）

特定不妊治療のために行われる男性不妊治療のうち、精子を精巣又は精巣上皮から採取する手術費用について、その一部を助成します。

### ☆ 特別の理由による任意予防接種費用助成

骨髄移植手術など特別の理由により予防接種法に基づき接種した定期予防接種の効果が消失・低下し、再接種が必要な場合、保護者の経済的負担軽減を図ることを目的として実施します。

（内容）

事前申請により認定された場合、助成対象予防接種に要した費用及び意見書に要する費用を助成します。

保健事業①、② についての問い合わせ先

えがお TEL 876-2525 いきいきセンター TEL 878-2212

### ③ 福祉事業関係 新規事業について

#### ☆ 買い物弱者支援事業

中山間地域では、高齢化が進み、一人暮らしの高齢者・高齢者のみ世帯が増加傾向にあり、免許証返納等で、買い物に不便をきたしている方が増えています。

また、買い物に支障をきたしている方の要望が高いのは、生鮮食料品やお惣菜であり、それを積むためには冷凍・冷蔵庫を配備した車両が必要であり、高額なため、補助し、地域のスーパーを活用した「移動スーパー事業」を進めていきたいと考えております。

今後において、1週間に1回、1日6カ所程度の移動販売場所（人が集まる場所）を綾上地区の自治会長さんを通して、希望調査を実施したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

#### ☆ 災害時看護師等ボランティアを募集

大規模な地震や災害時に医療施設などが倒壊し、町民の皆様が医療を受けられなくなった場合、応急救護所（綾南・綾上農村改善センター）を開設します。一人でも多くの命を救うために多くの協力者が必要です。また、上記までの災害でなくとも、風水害等により、地区公民館等の避難所で避難している方の健康チェック等の協力者も必要になります。

そのような災害に備え、町では、応急救護所並びに避難所での活動をご協力下さるボランティアを募集します。

##### ・対象者

看護師・准看護師・保健師・助産師などの資格があり、ボランティアとして災害時に活動できる人

※登録下さった方には、医療救護訓練等のご案内いたします。

福祉事業③ についての問い合わせ先

健康福祉課 TEL 876-1113

周囲の皆に、または時代の流れに、**放っとかれないための元気な体**をつくりましょう！

## 仲間で始めてみませんか

# ほっとか連とこ 100 歳体操



### 😊 どんな体操ですか？

軽量のおもりを使った筋力づくり運動です。100gから1kgまでその人に合ったおもりを手首や足首につけて運動を行なうことで筋力とバランス能力が高まります。**イスに座るなどして無理なく行なうので、足腰の弱った方でも安全にできます。**なつかしの唄に合わせてゆっくり体を動かします。

### 😊 どのくらい行なうのですか？

まずは簡単な5つの動作から行います。準備体操などを合わせても全部で30分くらいです。毎日でなくても大丈夫、できれば週に1回は行なうことが理想です。まず3ヶ月くらい続けてみると効果が実感できると思います。

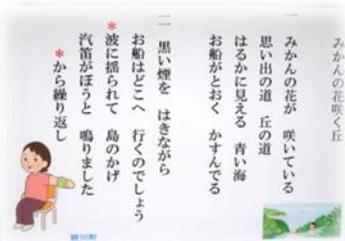
### 😊 高齢者でも大丈夫でしょうか？

加齢によると思われていた病気や虚弱状態は、筋力低下に関係していることがわかりました。どの年齢においても筋肉量や筋力は回復させることができるのです。

筋力とバランス力がアップすることで転倒を防ぐことができます。また、軽度の運動でも続けることで認知症予防になることが明らかになりました。

まずは無理せず、チャレンジしてみましょう。

### 😊 「やってみたい！」となればどうしたらいいですか？



使用するおもりと歌詞ボードの1例



1人で続けることは大変ですが、数人の仲間だと続けやすくなります。

そこで、**週に1回**自治会や友人など町内に住所を有する**65歳以上の高齢者の方を5人以上**含めた仲間が集まり、**場所が確保できる**ところであれば取り組みのお手伝いをします。非ご連絡ください。

**\*イスとCDラジカセを準備していただければ、おもり、歌詞ボードはこちらから貸し出します。**

**\*場所は集会所でも公民館でもよいし、店舗や倉庫など空きスペースでも大丈夫です。**



申し込み・問い合わせ先  
TEL 876-1002  
地域包括支援センター

## みんなでめざそう 筋力アップと認知症予防！

身近な地域での仲間づくり

綾川町まちかどほっと歓関連事業

# ほっとか連とこ 100 歳体操

気軽にできるよ



平成 30 年度末時点での実施場所一覧

| 地区  | 場所        | グループ名         | 地区      | 場所       | グループ名   |                |              |          |
|-----|-----------|---------------|---------|----------|---------|----------------|--------------|----------|
| 粉所  | グランドゴルフ仲間 | 粉所公民館         | 陶       | 馬酔木      | 改善公民館   | 馬酔木フラワー        |              |          |
|     | 玉出        | 玉出集会場         |         | 宮西       | 陶公民館    | 陶中央なかよし会       |              |          |
|     | 公民館周辺     | 粉所公民館         |         | 十瓶団地     | 十瓶団地集会場 | 十瓶おたっしゃくらぶ     |              |          |
|     | 新名        | 新名集会場         |         | 飼野上      | 飼野上公民館  | 博進ひまわり会        |              |          |
| 山田上 | 寿喜老人会     | 主基公民館         |         | 寿喜会      | 田所      | 田所公民館          | 田所ほほえみクラブ    |          |
| 山田下 | 山田下       | 改善センター        |         | 山田下中央会   | 田池西     | 田池西公民館         | かもめクラブ       |          |
|     | 山下        | 山田公民館         |         | カトレア会    | 大成地区    | 大成公民館          | 大成サロン        |          |
| 東分  | 永寿会       | 東分地域交流館       |         | 東分元気会    | 的場自治会   | 的場地蔵堂          | ひまわり         |          |
| 西分  | 公民館周辺     | 西分公民館         |         | 西分フレンズ   | —       | 坂出民主商工会綾川支部集会場 | 小梅ちゃん        |          |
|     | 開         | 開集会場          |         | 西分南ファミリー | 精華      | 精華公民館          | 精華クラブハッピー    |          |
|     | 梶羽        | 梶羽公民館         |         | 梶羽なでしこ   | 北小路     | 北小路公民館         | 北小路こうのとり     |          |
| 羽床上 | 羽床上地区     | 旧羽床上小学校体育館    |         | 羽床上元気会   | 滝宮      | 松崎             | 松崎公民館        | 松崎ほっとかれん |
| 牛川  | 牛川地区      | 高齢者コミュニティセンター |         | サロン牛川    |         | 権現             | 権現公民館        | チーム権現    |
|     | 畑田団地      | 畑田団地公民館       |         | 畑田団地     |         | 堂床             | 堂床公民館        | カサブランカ   |
| 畑田  | 中植西       | 中植西公民館        | 中植西ひまわり | 萱原       | グリーンハイツ | グリーンハイツ公民館     | グリーンハイツ根っこの会 |          |
|     | 向山        | 向山公民館         | 向山ハジメキ会 |          | 上西      | 萱原上西公民館        | 上西ハッスル会      |          |
|     | 南かざし団地    | 南かざし団地集会場     | 四つ葉会    |          | 上東      | 萱原上東公民館        | 萱原ファイト会      |          |
|     | 南かざし団地    | 南かざし団地集会場     | 若葉会     | 北        | 上川原     | 上川原公民館         | 上川原ニヤロめーず    |          |
|     | 南かざし団地    | 南かざし団地集会場     | さくらクラブ  |          | 俵百      | 中西フジエ邸         | すいれん会        |          |
|     | 馬場崎       | 馬場崎公民館        | 馬場崎コスモス | 羽床下      | 堤       | 堤公民館           | ひばりの会        |          |
|     | 十三塚       | 十三塚公民館        | いきいき元気会 |          | 大林      | 大林公民館          | 咲く咲く会        |          |
|     | 挿頭丘東団地    | 挿頭丘東団地公民館     | うりぼう会   |          | 山添      | 山添公民館          | しゃんしゃん会      |          |
| 千足  | —         | 川岡宅倉庫         | 柿っこクラブ  |          | 大坪      | 大坪公民館          | 大坪なかよし会      |          |
| 千足  | 富川        | 富川公民館         | はつらつ会   | 小野       | 福向西     | 福向西の山公民館       | 福向西の山ニコニコ会   |          |
|     | —         | 川岡宅倉庫         | 柿っこクラブ  |          | 浦山      | 浦山公民館          | 浦山ほのぼの会      |          |
|     |           |               |         | 一里山      | 一里山公民館  | 一里山健幸クラブ       |              |          |

町内50ヶ所で開催しています

## 体操の効果は？

体力測定の結果を見ても、多くの方の下肢筋力（歩行やバランス力）がアップしています。転倒を予防し、日常生活が楽になり、また、痛みも軽くなります。

運動は認知症の予防にもなります

ほっとかれんように～



## 笑顔いっぱい、楽しいから続けられる

(実施グループの感想から)

- ★ 歩くのが楽になりました！ 体も軽くなった！
- ★ 維持できるだけでもすごいと思う。
- ★ 大声で歌って気分転換になるよ！
- ★ 茶話会もして楽しいね。
- ★ いろいろな人と話しができるようになりました。
- ★ また昔のように気軽に集まれる場ができた！
- ★ 生活のリズムができた、一週間で早い！
- ★ 脳トレやラジオ体操も加えてやってるよ。
- ★ 一人では続けられないけど、みんなとなら続けられる

**(1) 綾川町の子育て支援拠点事業**

育児の楽しさを共に喜び、困ったことや不安に思ったことを共に考えながら子ども達の健やかな成長を願って、育児の支援を行ったり、保護者同士が交流できる場です。

【利用できる人】綾川町内在住の就学前の子どもと保護者

(おじいちゃん、おばあちゃん、里帰りをしている方も どうぞ)

**① 子育て支援施設きらり**

【利用日時】 月・金曜日 9時～16時00分

火・木曜日 9時～12時30分

【場 所】綾川町畑田 671 番地 8 (旧昭和北保育所)

TEL 877-2320

**\*きらり 出張広場**

【利用日時】 水曜日 9時～12時

【場 所】綾川町山田下 3352 番地 1 (いきいきセンター)

TEL 878-2212

**② 子育て支援センターにし**

【利用日時】 月～金曜日 9時～16時

\*なないろタイム 火・木曜日 10時～11時30分

【場 所】綾川町畑田 2422 番地 1 (昭和認定こども園内)

TEL 877-2226

**③ 南原児童館**

【利用日時】 月～金曜日 8時30分～17時

土曜日 8時30分～12時

\*ひよこ広場 水・金曜日 10時～11時30分

【場 所】綾川町滝宮 645 番地 10

TEL 876-1934

**(2) 未就園児等全戸訪問事業**

【事業の目的】児童虐待に係る相談件数は依然として増加傾向にあることを踏まえ、地域社会から孤立している家族への家庭訪問等による連絡を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待リスクの早期発見を目指します。

【事業の内容】福祉サービス等を利用していない未就園児や不就学児がいる家庭への訪問を行い、目視による子どもの安全確認や養育環境の把握を行います。

【具体的な活動】住基情報や各施設の利用状況により、未就園児や不就学児を特定し児童家庭相談員等が2名以上で、家庭への訪問を行い、養育支援をまいります。

### (3) あやがわママフェスタ

【事業の目的】子育て家庭同志の交流機会を充実させ、子育て中の保護者の孤立を予防するとともに、安心して子育てできる環境や子育てが楽しいと思えるイベントを行います。

【事業の内容】綾川町内の子育てサークルが中心となって、子育て支援団体や企業の協力を得て子育て相談や情報交換、ステージイベント、バザー、物品等の販売を行います。

【日 期】 日時：2019年5月19日（日） 10時～15時  
場所：綾上農村環境改善センター

### (4) 地域子育てサークル補助事業

【支援内容】 町内の公的施設等を活用して児童の健全育成を目的とした活動を行う子育てサークルに対して、その活動の実施に要する経費の一部を補助し、住民による子育て交流の機会を応援するとともに、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを支援します。

【補助対象事業】 (1) 親子及び世代間の交流及び文化活動  
(2) 児童養育に関する活動  
(3) 児童の事故防止活動 等

(綾川町子育てイメージキャラクター)

【補助金額】 ・1 活動の上限金額 20,000 円  
・1 団体につき年間の上限金額 100,000 円



(かんちゃん)

### (5) 経済的負担の軽減

☆一時預かり保育料・ファミリーサポートセンター利用料補助

【対象者】綾川町に住所があり、居住している方

#### ■一時預かり保育

【利用者】綾川町内に住所のある子ども

綾川町に出産のために里帰りしている人の子ども

【場 所】羽床上保育所・昭和認定子ども園

【時 間】8：30～16：30 の間で必要な時間

【補助額】1時間100円（ひとり親世帯200円）



(あゆちゃん)

#### ■たかまつファミリー・サポート・センター

【利用者】生後6ヶ月～12歳までの子どもがいる人で、子育ての援助をしてほしい人

【利用方法】たかまつファミリー・サポート・センターに登録

\*詳細は、たかまつファミリー・サポート・センター・事務局  
(Tel 833-2226)にお問い合わせください。

【補助額】1時間200円（ひとり親世帯400円）

## 保険年金課

### (1) 平成31年度 国民健康保険事業について

#### 国民健康保険税軽減措置の拡大 (H31.4.1～)

国民健康保険税の均等割・平等割の軽減措置について、5・2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額が、次のとおり引き上げられました。

##### 5割軽減基準額

現行：基礎控除額 33万円 + **27万5千円** × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下  
 改正後：基礎控除額 33万円 + **28万円** × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下

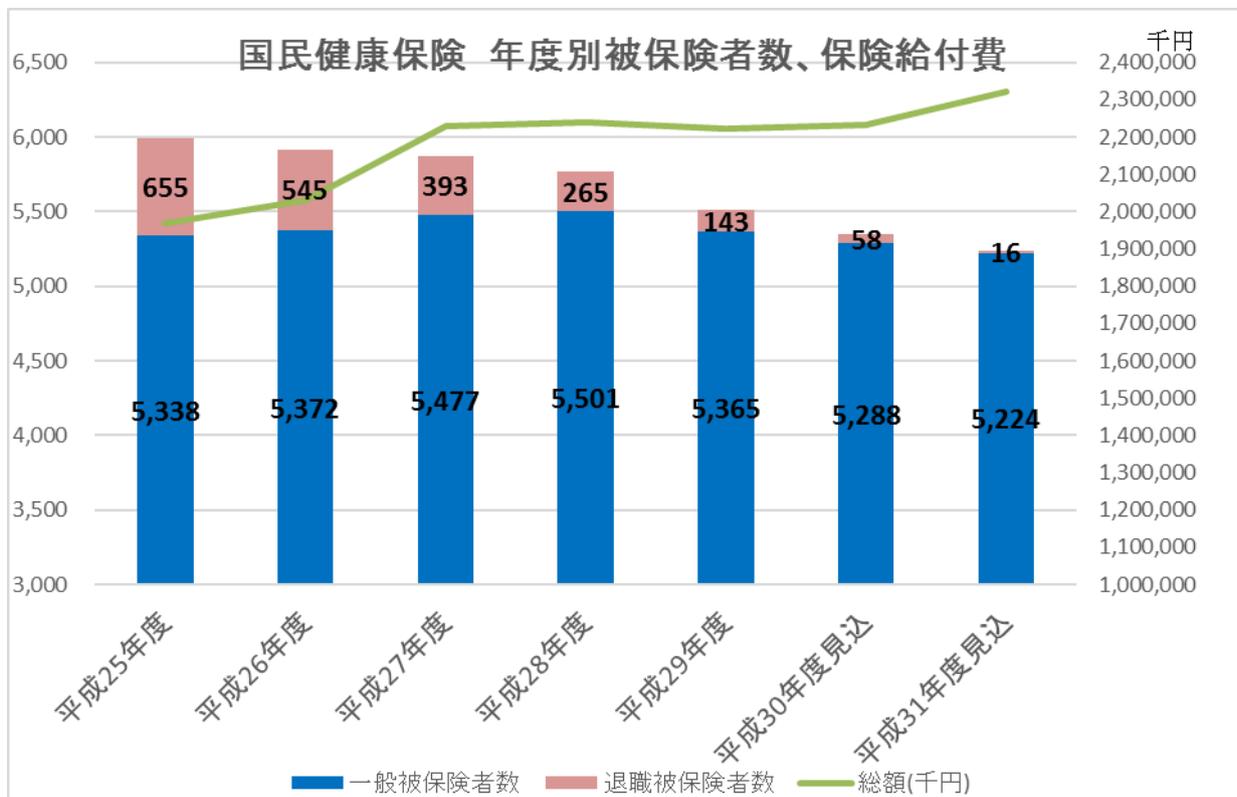
##### 2割軽減基準額

現行：基礎控除額 33万円 + **50万円** × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下  
 改正後：基礎控除額 33万円 + **51万円** × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下

#### 国民健康保険税課税限度額の引上げ (H31.4.1～)

基礎課税額に係る課税限度額が、現行**58万円**から**61万円**に引上げられました。

#### 保険給付費の推移



## (2) 後期高齢者医療制度について

### 後期高齢者医療の保険料均等割額の軽減措置の拡大 (H31.4.1～)

後期高齢者医療の保険料均等割額の軽減措置について、5・2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額が、次のとおり引き上げられました。

#### 5割軽減基準額

現行 : 基礎控除額 33万円 + (27万5千円 × 世帯の被保険者数) 以下

改正後 : 基礎控除額 33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数) 以下

#### 2割軽減基準額

現行 : 基礎控除額 33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数) 以下

改正後 : 基礎控除額 33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数) 以下

## (3) 国民年金制度について

### 国民年金保険料の産前産後期間の免除制度 (H31.4.1～)

国民年金第1号被保険者が出産を行った際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が始まります。申請により、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます。)

## (4) ジェネリック医薬品について

### ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品とは、最初に作られた薬(先発医薬品:新薬)の特許期間終了後に、有効成分、用法、効能・効果が同等の医薬品として申請され、厚生労働省の許可のもとで製造・販売された、新薬より安価な薬です。

ジェネリック医薬品を利用すれば、医療費の節約になり、皆さんの負担が軽くなります。また、利用することで、国全体の医療費の削減に貢献し、医療保険制度や福祉医療制度を守るためにも役立ちます。

注意 ○すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。

○薬代が下がっても、自己負担額が新薬の使用時と変わらない場合もあります。

○お医者さんが使用を認めない場合は切り替えることができません

## 建設課

### (1) 町道改良工事及び生活道舗装工事の補助制度について

#### ✦ 町道改良工事の場合（既に町道として認定され、町の事業計画によらない路線の改良）

- 有効幅員（車道幅員）4m以上に改良する工事 設計金額の65%補助
- 特別な事情があると認められた場合 2.4m以上 4.0m未満での改良工事  
設計金額の50%補助

#### ✦ 生活道の舗装工事の場合

現在、町道でない道路であって有効幅員 1.5m以上で日常生活に必要な道路で関係住宅戸数2戸以上が共有する部分の道路舗装工事

- 舗装幅員は、1.5m以上 設計金額の50%補助

#### ✦ 道路事業補助率算定表

| 区分     |     | 規格<br>(車道幅)        | 工事費<br>補助 | 用地買収単価      |                 |                 |
|--------|-----|--------------------|-----------|-------------|-----------------|-----------------|
|        |     |                    |           | 宅地          | 宅地以外            | 宅地以外の<br>国道県道沿い |
| 道路改良工事 | 町道  | 4.0m 以上            | 設計金額の65%  | 固定資産<br>評価額 | 固定資産<br>評価額の35倍 | 固定資産<br>評価額の70倍 |
|        |     | 2.4m 以上<br>4.0m 未満 | 設計金額の50%  | //          | //              | //              |
|        | 町道橋 | 4.0m 以上            | 設計金額の65%  |             |                 |                 |
| 舗装工事   | 生活道 | 1.5m 以上<br>(舗装幅)   | 設計金額の50%  |             |                 |                 |

- (注) 1. 工事費は、本工事費、補償費をいいます。  
 2. 町道改良とは、既に町道として認定されたものをいいます。  
 3. 補助金交付は出来高設計によります。  
 4. 道路改良工事に係る設計料については、工事完了後に、町が算定した設計料の85%を補助します。この場合、概算工事費の5%を町に預けていただき、工事完了後に返還することとしますが、廃工の場合は、返還は行いません。  
 5. 用地の分筆登記は、町が行います。

✦ 補助申請締切日 毎年7月末日

✦ 補助申請提出先 建設課及び綾上支所

※ この補助制度の事業主体は申請者（地元）になりますので、利害関係者と十分な調整後、申請をしてください。

わからない点、また詳しくは建設課、綾上支所まで問い合わせをしてください。

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 問い合わせ先・・・綾川町役場 建設課 | 電話：087-876-5280 |
| 綾上支所 事業係           | 電話：087-878-2206 |

## (2) 狭あい道路拡幅整備事業について

### ✚ 狭あい道路拡幅整備事業

私たちの身近にある生活道路は人や車などの通行はもちろんのこと、通風、採光、日照の確保などの良好な生活環境の保持などにも大変重要な役割を果たしています。しかし、町内の生活道路の中には、緊急時や災害時に救急車や消防車の入れないような狭あい道路（4m 未満の道路）があります。

また、特に都市計画区域内では、道路の中心線から 2m の部分は、建築基準法上の道路として取り扱われることとなりますので、私有地であっても建物や塀などを造ることができません。

そこで、綾川町では、都市計画区域内(畑田、千疋、陶、萱原、滝宮、北、小野、羽床下)における狭あい道路を解消していくために、建物を建て替える時などに、建築基準法によって後退した用地をお譲りいただき、拡幅整備を行う事業を実施しています。

なお、この事業は、町民の皆さんのご理解とご協力のもと、実施していくものであり、整備にあたっては費用の一部を助成する制度もありますので、皆さんの積極的なご活用をお願いします。

### ✚ 対象となる道路

建築基準法第 42 条第 2 項に指定されている町道及び、町長が特に必要があると認める道

### ✚ 事業の対象者

対象となる道路に面した土地で建築などを行い、後退用地を町に譲渡していただける方

- ※ 事情により町に対して譲渡できない場合は、無償使用をご承諾いただくことで事業を行います。
- ※ すでに建築などが終わっている方についても、後退用地の整備にご協力いただける場合には、事業の対象とします。

### ✚ 土地所有者にご協力いただくこと

- ① 後退杭の設置
- ② 後退用地内の建築物、工作物などの撤去・移転
- ③ 後退用地に係る抵当権、質権、賃貸借権などの消滅

### ✚ 町が行うこと

- ① 後退用地の買取り（買取り価格は綾川町公共用地買収基準によります。）
- ② 後退用地に係る測量、分筆・所有権移転登記（無償使用の場合は測量に要する費用に限ります。）
- ③ 道路整備（舗装工事など）
- ④ 道路としての維持管理
- ⑤ 無償使用の場合の後退用地に係る固定資産税の減免

※ 綾川町宅地等の開発事業に関する指導要綱による開発事業の場合は、開発に係る事前協議の結果によっては、後退用地の無償譲渡は受け付けますが、測量、分筆登記、道路整備については、事業者に行っていただきます。

問い合わせ先・・・綾川町役場 建設課 電話：087-876-5280

### (3) 道路上に張り出している樹木伐採のお願い

～樹木の剪定・伐採をして適切な管理をしましょう～

車道や歩道の一部において、樹木や生垣が覆いかぶさると、車両や歩行者が通行しづらくなるだけでなく、カーブミラーや道路標識の妨げとなったり、折れ木や落枝などによって交通障害を引き起こす場合があります。これらが原因で事故が発生した場合には、樹木の所有者が賠償責任を問われる場合があります。

風雨などによって道路交通への危険が迫った時などは、やむを得ず緊急の措置として道路管理者が剪定や伐採を行うこともありますが、原則として、私有地から張り出している樹木は土地所有者の方に所有権があるため、道路管理者が勝手に剪定や伐採を行うことができません。

交通事故を未然に防止し、安全に道路を通行できるように、適切な管理をしていただくようお願いいたします。

#### 伐採などの作業時の注意事項

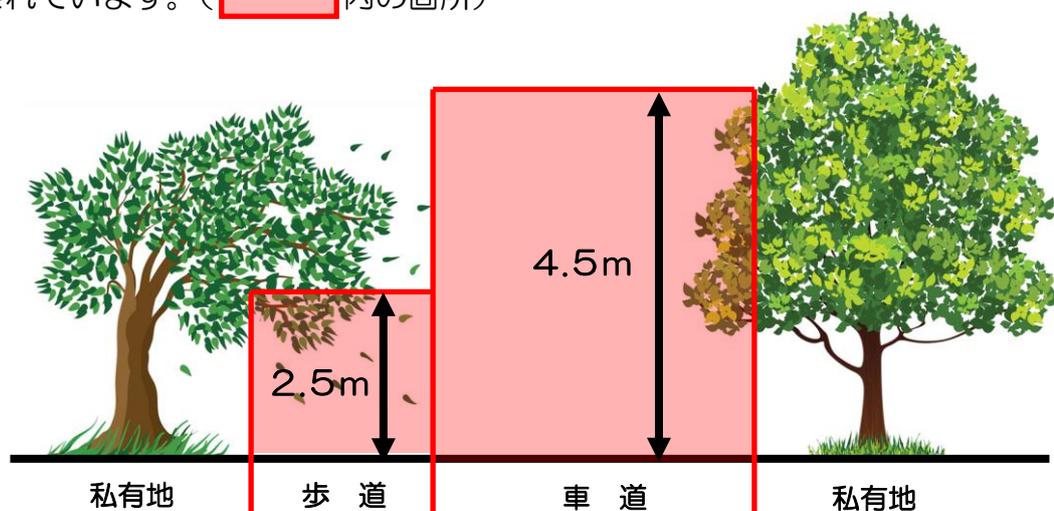
作業時には通行車両や自転車及び歩行者の方の安全確保と樹木やはしごなどからの転落防止に十分注意してください。

また、電線や電話線がある箇所での作業は、危険が伴いますので、事前に四国電力、NTT 西日本にご相談ください。

#### ✚ 建築限界（道路法第 30 条、道路構造令第 12 条）

道路法及び道路構造令では、自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、電柱、信号機、樹木などが道路上に入ってはいけない空間（建築限界）が定められています。

車道の上空「4.5m」、歩道の上空「2.5m」の範囲に、通行の障害となるものを置いてはならないとされています。（内の箇所）



問い合わせ先・・・綾川町役場 建設課 電話：087-876-5280

## (4) 民間住宅耐震対策支援事業費補助金制度について

(※2020年度までの制度)

綾川町では、民間住宅の耐震化を促進するため、耐震対策に要する費用の一部を助成します。

### ✚ 補助を受けられる方

- 綾川町内に存する住宅の所有者又は住宅の所有者から承諾を得た方
- 町税等の滞納がないこと

### ✚ 対象となる住宅

- 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て又は長屋建て住宅（住宅の用に供する部分が過半以上の併用住宅も含む）
- 建築基準法の規定に基づく違反がないこと
- 耐震対策を行った後も主たる居住の場として、引き続き利用すること

### ✚ 耐震診断

(補助金の額) = 耐震診断に要した費用×9/10【9万円を上限】

### ✚ 耐震改修工事（実施設計費用を含む）

(補助金の額) = 耐震改修工事費と90万円を比べていずれか少ない額

- 耐震診断により（上部構造評点 1.0 未満）と判断されたもの
- 改修工事の内容が（上部構造評点 1.0 以上）のレベルに改修するもの

### ✚ 簡易耐震改修工事（実施設計費用を含む）

(補助金の額) = 簡易耐震改修工事費と50万円を比べていずれか少ない額

- 耐震診断により（上部構造評点 0.7 未満）と判断されたもの
- 改修工事の内容が（上部構造評点 0.7 以上 1.0 未満）まで耐震性を高めるもの

### ✚ 耐震シェルター等設置工事（実施設計費用を含む）

(補助金の額) = 耐震シェルター等購入・設置費用と20万円を比べていずれか少ない額

- 耐震診断により（上部構造評点 1.0 未満）と判断された住宅に設置するもの
- 香川県が指定する耐震シェルター及び耐震ベッドを設置する場合に限ります

※ 上記のほかにも要件等があります。詳しくは建設課へご相談下さい。

問い合わせ先・・・綾川町役場 建設課 電話：087-876-5280

## (5) 民間危険ブロック塀等撤去補助事業補助金制度について

地震発生時における危険ブロック塀等の倒壊による事故を防止するとともに、町道や災害時における物資の輸送などに必要となる緊急輸送道路などの機能及び安全性の確保を目的に、民間危険ブロック塀等の撤去に係る費用の一部を助成します！！

✚ **補助の要件** 下記の(1)から(3)の要件すべてに該当している必要があります。

- (1) ブロック塀等と道路の接地面から、ブロック塀等の頂部までの高さが120センチメートルを超えるもの
- (2) 次のいずれかの道路等に面しているものであること
  - ① 香川県耐震改修促進計画（第二次計画）で位置付けられている緊急輸送道路
  - ② 綾川町地域防災計画で位置付けた優先啓開路線
  - ③ 一般の交通の用に供されている道路、又は通学路・通路等で、一般の通行の用に供されていると町長が認めたもの
- (3) 補強コンクリートブロック造又はコンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造による塀（フェンスその他これらに類するものと混用の場合を含む。）及びこれらに付属する門柱であって、町が定める点検表に基づき点検した結果、不適合項目が1以上あり転倒のおそれがあると判定されたもの

✚ **補助対象事業** 補助の要件を満たす危険ブロック塀等の全部又は一部を取り除き処分し、ブロック塀等の安全性を向上させる工事を対象としますが、取り除き後の新たなフェンス等の設置費用は除きます。

✚ **補助対象者** 下記の(1)(2)の要件すべてに該当している必要があります。

- (1) 補助対象危険ブロック塀等が設置されている土地の所有者、その土地に存する建築物の所有者又は危険なブロック塀等の所有者であって、当該補助対象危険ブロック塀等を撤去する者
- (2) 町税を滞納していない者

✚ **補助金の額**

補助対象事業費（税抜き）の4/5（**上限16万円**）

1敷地1回限りの補助となります。

補助の要件など、詳細は建設課にお問い合わせください。



問い合わせ先・・・綾川町役場 建設課 電話：087-876-5280

## (6) 生活排水処理関係の事業について

### 公共下水道事業

下水道へ接続されていないご家庭の加入促進を引き続き実施します。

#### ○宅地内汚水ポンプ設備設置費補助金

設置工事に要した費用の額の1/2以内 600,000円（補助限度額）

（家屋が低地等にあり、下水道に接続するために宅地内汚水ポンプ設備を設置する場合）

#### ○水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給

融資金5万円以上～50万円以下、全額利子補給、償還額1万円/月額

#### ○浄化槽の雨水貯留浸透施設改造助成金

改造に要した費用の2/3以内 50,000円（補助限度額）

### 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

し尿と生活雑排水を併せて処理するために、家庭用合併処理浄化槽を設置する場合は、補助金制度が利用できます。

|         |                                           |
|---------|-------------------------------------------|
| 対 象 者   | 専用住宅(小規模店舗などを併設した住宅を含む)に合併処理浄化槽を設置しようとする方 |
| 対 象 区 域 | 下水道事業（認可）計画区域等以外の区域                       |

| 補助区分              | 人槽区分        | 補助金限度額 A | 補助金限度額 B |
|-------------------|-------------|----------|----------|
| ①合併処理浄化槽設置        | 5人槽         | 332,000円 | 221,000円 |
|                   | 7人槽         | 414,000円 | 276,000円 |
|                   | 10人槽（2世帯住宅） | 548,000円 | 365,000円 |
| ② 単独処理浄化槽等を撤去する場合 |             | 90,000円  |          |

※設置前の処理方法などによって、A、Bいずれかの補助限度額が適用されます。

### 転換補助

| 補助区分                  | 補助金限度額   |
|-----------------------|----------|
| 単独処理浄化槽(トイレのみ処理)からの転換 | 300,000円 |
| くみ取り便所からの転換           | 150,000円 |



※ただし、建物の新築、増改築による場合は、この上乗せは適用されません。

補助金額＝①設置補助＋②撤去補助＋転換補助

問い合わせ先・・・綾川町役場 建設課 電話：087-876-5280

## 経 済 課

### (1) 道の駅滝宮リニューアル工事の実施について

施設が老朽化し、また、消費者ニーズの変化に対応するため、全面的にリニューアル工事を実施します。現在、設計中であり、今年秋ごろに着工し、来年春オープンを目指しています。工事期間中は、道の駅滝宮を休業とする予定にしています。

### (2) 英語版観光パンフレットの作成について

高松空港の国際便の増便に伴い、外国からの訪日旅行者が増加することが予想されることから、観光客の誘致のために、英語版観光パンフレットを作成いたします。

### (3) 綾川町農村環境改善センターの使用料の改正について

町内の体育施設等の使用料との不均衡を是正するため、使用料を4月1日から改正いたしましたので、お知らせいたします。

#### ・綾上農村環境改善センター

|        | 使用料<br>(1時間あたり) | 冷暖房料金<br>(1時間あたり) |
|--------|-----------------|-------------------|
| 多目的ホール | 300円            | 300円              |
| 調理実習室  | 700円            | 不要                |
| 会議室(大) | 300円            | 不要                |
| 会議室(小) | 150円            | 不要                |

#### ・綾南農村環境改善センター

|        | 使用料<br>(1時間あたり) | 冷暖房料金<br>(1時間あたり) |
|--------|-----------------|-------------------|
| 多目的ホール | 300円            | 300円              |
| 会議室(大) | 300円            | 不要                |
| 会議室(小) | 150円            | 不要                |

### (4) 愛知県岡崎市との「斎田ゆかりの地交流提携」について

斎田を通じた民間交流や、地域による歴史的文化財、稲作文化の保存・伝承活動が未永く継承され、多岐にわたる交流活動が活発化することを期待し、交流開始から30年の節目となる本年に岡崎市と綾川町が「斎田ゆかりの地交流提携」を締結いたします。

### (5) 平成31年度綾川町創業支援事業補助金について

町内で新たに創業する方に対して、その創業に要する経費の一部を補助することにより、雇用の創出や定住促進を図り、本町経済の活性化、地域振興に寄与することを目的として、平成31年度綾川町創業支援事業補助金の募集をいたします。

- 補助金額  
補助対象経費の 1/2 以内（上限 100 万円）
- 募集期間  
4 月 1 日（月）～5 月 7 日（火）
- 補助対象となる方  
以下の要件をすべて満たす方が対象です。
  - (1) 平成 31 年度内に、綾川町内で事業の開業を予定している者
  - (2) 開業の日に町内に住所を有する者。（法人の場合は、綾川町内に本店所在地の登記が行われており、かつ、代表者が町内に住所を有する者）
  - (3) 町内に事業所を設置し、5 年以上継続して事業を行う見込みがある者
  - (4) 本人及び同一世帯員（法人にあっては当該法人及び代表者）が町税等の滞納がない者

## （6）有害鳥獣（イノシシ等）被害対策事業の実施について

### 1. 「電気柵の購入」補助制度

有害鳥獣（イノシシ等）による農作物への被害防止を目的として設置する電気柵の購入に要する経費について、予算の範囲内において助成します。

- 受付期間 5 月 7 日（火）から 5 月 31 日（金）まで
- 採択要件
  - ① 綾川町に住所を有する者で、綾川町内の農地を対象とした事業であること。
  - ② 個人又は共同による事業で、有効かつ効率的な施工であること。

※申請者が多数の場合、採択の可否を現地調査等により決定させていただく場合があります。

- 補助基準等

| 対象事業費                                                                                                                     | 補助率                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 1 事業当り「 <u>30 万円</u> 」を上限として、電気柵の「 <u>購入金額</u> 」又は、電気柵の「 <u>施工延長に 1 m 当り 200 円を乗じて得た金額</u> 」のいずれか <u>低い額を補助対象事業費</u> とする。 | 補助対象事業費の <u>1/2 以内</u><br>(1 事業当り 15 万円が補助金の上限となります。) |

但し、2 戸以上の共同施工の場合は事業費の上限はなく、補助率を 2/3 以内とします。

### 2. イノシシ等の捕獲申し込みについて

イノシシ等の被害が発生している場合、綾川町鳥獣被害対策実施隊（捕獲実施隊）が被害の農地近隣に、捕獲わなを仕掛けて被害の軽減に協力します。被害発生の場合、綾川町経済課までご相談ください。（電話；876-5282）

## (7) 農道等への補修材搬入について

綾川町内の農道及び生活道において、補修材による小規模な補修を行う場合、現場で使用する道路補修材の提供を行います。手数料は、2トンダンプ1車当たり 1,000円です。

|        |       |     |              |
|--------|-------|-----|--------------|
| 問い合わせ先 | 綾川町役場 | 経済課 | TEL 876-5282 |
|        | 綾上支所  | 事業係 | TEL 878-2206 |

## (8) 町道、農道（町管理）、林道（町管理）の草刈助成について

自治会等が、交通の事故防止等を図るために、町管理の町道と農道、また、町管理の林道（以下「町管理道」という）の草刈を、共同作業として実施した場合、その経費に対し予算の範囲内において補助金を交付します。

|        |       |     |              |         |
|--------|-------|-----|--------------|---------|
| 問い合わせ先 | 綾川町役場 | 建設課 | TEL 876-5280 | (町道)    |
|        |       | 経済課 | TEL 876-5282 | (農道・林道) |
|        | 綾上支所  | 事業係 | TEL 878-2206 |         |

## (9) 町単独農道新設改良事業の補助制度について

(対象事業の要件)

- ・農道の新設改良工事で、単独県費補助事業の対象とならないもの。
- ・幅員3メートル以上
- ・事業費100万円以上（設計料・補償費・分筆費用を含む。用地買収費は除く。）
- ・受益戸数2戸以上
- ・用地取得等が確実なもの。

(用地買収)

農道の新設に係る用地の買収は町が行い、買収価格は、地目ごとの固定資産評価額に20倍を乗じた額となります。（宅地、公衆用道路は対象外）

また、土地の分筆は申請者において行い、分筆完了後、農道用地部分の所有権移転は町において行います。

(補助率)

| 対 象   | 補 助 率 | 備 考                    |
|-------|-------|------------------------|
| 工 事 費 | 50%以内 | 但し、諸経費は直接工事費の20%以内とする。 |
| 設計委託費 | 50%以内 | 香川県土地改良事業団体連合会の基準による。  |
| 補 償 費 | 50%以内 |                        |
| 分筆費用  | 50%以内 |                        |

- ・補助申請締切日 7月末日
- ・補助申請提出先 本庁経済課

## (10) 町単独土地改良事業補助金について

国・県等の補助制度の対象とならなかった事業費30万円以上、100万円未満の土地改良事業（農業用の用排水施設・農道舗装・農道改良・ため池施設補修・揚水ポンプの修繕、更新等）及び、災害復旧事業の対象とならなかった事業費20万円以上の**農業用施設の復旧**を対象事業とします。

農道の改良は幅員3m以上、農道舗装は舗装幅2m以上を対象とします。

なお、個人施設に係る事業は、補助金の対象になりません。

（補助率）工事費の50%以内

- ・補助申請締切日 年中、ただし採択順（予算の範囲内）
- ・補助申請提出先 本庁経済課、綾上支所

※ なお、この(9)、(10)の町単独補助制度の事業主体は、申請者（地元）になりますので、関係者と十分調整してから申請してください。

|        |           |              |
|--------|-----------|--------------|
| 問い合わせ先 | 綾川町役場 経済課 | TEL 876-5282 |
|        | 綾上支所 事業係  | TEL 878-2206 |

## (11) ため池・水路等の施設における安全対策について（お願い）

これからの季節は、ため池や用水路で、水にかかわる痛ましい事故が発生しております。特に小さな子供さんにとっては、ため池や用水路は、危険な場所のひとつです。こうした痛ましい事故を未然に防ぐためにも、施設管理者の皆さんには施設の点検、危険箇所の確認及び補修等、**より一層の安全確保と事故防止に留意**されますようお願いいたします。

- ・綾川町では、水難防止の看板を作成して無償で配布していますので、ご利用ください。
- ・ため池の危険箇所への防護フェンスの設置に対する補助制度もありますので、併せてご利用をご検討ください。詳しくは本庁経済課までお問い合わせください。

## (12) 農地及び農業用施設における災害復旧事業について

最近、台風等の災害により、農地や農業用施設に多大な被害を受ける事が多くみられます。このような災害に対しては、国の査定で認定されれば、災害復旧事業の対象となります。しかし、適正な維持管理を行っていない場合は、採択されない場合があります。（農地災害の場合も、耕作放棄されている農地は採択されません。）

**施設の管理者や責任者の方には、日常の維持管理記録の管理をお願いします。**

- ・ため池、頭首工、揚水機など … 「施設点検台帳」「運転日誌」等の整理
- ・用排水路 … 毎春利用前の共同役務の実施記録、用水各期、出水期の点検パトロール記録等
- ・農道 … 毎春利用前の共同役務の実施記録、定期補修砂利等の投入記録等

災害復旧事業申請時には、被災前の維持管理状況を整理された資料をもとに説明できるようにしましょう。

## 会計室からのお知らせ

2019年10月1日から

綾川町役場綾上支所の窓口では、JA 香川県の窓口業務からの撤退のため、国税・香川県県税などのお支払いができなくなります。

10月1日から、綾川町役場綾上支所の窓口では、「国民年金」、「自動車税」、「水道利用料」などの国や香川県へ納める税金、社会保険料などのお支払い手続きができなくなります。

以降のお支払は、金融機関またはコンビニエンスストア(一部)などでお願います。なお、詳細は納付書の裏面などでご確認ください。

引き続き、綾川町税や保険料などのお支払はできますので、ご利用いただくようお願いいたします。

○引き続き、綾川町役場綾上支所窓口で納付できる綾川町税・社会保険料など

|                            |
|----------------------------|
| 町民税・法人税                    |
| 固定資産税                      |
| 軽自動車税                      |
| 国民健康保険税                    |
| 後期高齢者・介護保険料                |
| 保育料                        |
| 使用料・手数料（公民館、墓園、町営住宅、衛生手数料） |

## 生涯学習課

### 綾川町体育施設の使用料等について

平成31年4月1日から綾川町体育施設の使用料等が次のとおり変わりました。

#### 綾川町総合運動公園

| 施設名                   |            | 施設使用料（1時間）           |                        | 照明使用料<br>（1時間）                           |        |
|-----------------------|------------|----------------------|------------------------|------------------------------------------|--------|
|                       |            | 町内                   | 町外                     |                                          |        |
| 陸上競技場                 |            | 1,500円               | 3,000円                 | 全点灯 2,400円<br>1/2点灯 1,200円<br>1/3点灯 800円 |        |
| 多目的グラウンド              |            | 全面 300円<br>半面 150円   | 全面 600円<br>半面 300円     | —                                        |        |
| イベント広場                |            | 500円                 | 1,000円                 | —                                        |        |
| テニスコート（1面）            |            | 400円                 | 800円                   | 300円                                     |        |
| 体<br>育<br>館           | アリーナ       | 【午後5時まで】             |                        |                                          |        |
|                       |            | 全面 800円<br>半面 400円   | 全面 1,200円<br>半面 600円   | —                                        |        |
|                       |            | 【午後5時以降】             |                        |                                          |        |
|                       |            | 全面 1,600円<br>半面 800円 | 全面 2,400円<br>半面 1,200円 | —                                        |        |
|                       | 多目的ホール     | 400円                 | 600円                   | —                                        |        |
|                       |            | 【冷暖房使用の場合】           |                        |                                          |        |
|                       | ミーティングルーム  | 600円                 | 800円                   | —                                        |        |
|                       |            | 200円                 | 300円                   | —                                        |        |
| 【冷暖房使用の場合】            |            |                      |                        |                                          |        |
|                       |            | 400円                 | 500円                   | —                                        |        |
| 設<br>備<br>・<br>器<br>具 | 区 分        | 設備及び器具名              |                        | 使用料                                      | 備 考    |
|                       | 設 備<br>使用料 | 陸上競技場 放送設備           |                        | 500円/日                                   | —      |
|                       |            | 陸上競技場 シャワー           |                        | 200円/回                                   | —      |
|                       | 器 具<br>使用料 | トラック競技用器具            |                        | 1個                                       | 上限     |
|                       |            | 跳躍競技用器具              |                        | 100円/日                                   | 5,000円 |
| 砲丸投用器具 等              |            | 5,000円/日             | —                      |                                          |        |
|                       | サッカー用器具    |                      |                        |                                          |        |

※休園・休館日：月曜日及び年末年始（12/28～1/4）

使用時間：午前8時30分～午後9時30分

テニスコートは午前9時～午後9時

お問合せ：綾川町総合運動公園 管理事務所（TEL876-3580）

#### 綾川町ふれあい運動公園・綾川町B&G綾上海洋センター

| 施設名                             |               | 施設使用料（1時間） |        | 照明使用料<br>（1時間） |
|---------------------------------|---------------|------------|--------|----------------|
|                                 |               | 町内         | 町外     |                |
| 運<br>ふ<br>れ<br>あ<br>い<br>公<br>園 | テニスコート（1面）    | 300円       | 600円   | 300円           |
|                                 | キャンプ場（1区画・1日） | 400円       |        | —              |
|                                 | 野球場           | 1,000円     | 2,000円 | 2,000円         |
|                                 | 多目的広場         | 400円       | 800円   | —              |

| 施設名               |                          | 施設使用料（1時間）         |                      | 照明使用料<br>（1時間） |   |
|-------------------|--------------------------|--------------------|----------------------|----------------|---|
|                   |                          | 町内                 | 町外                   |                |   |
| B & G<br>綾上海洋センター | アリーナ                     | 【午後5時まで】           |                      |                | — |
|                   |                          | 全面 400円<br>半面 200円 | 全面 600円<br>半面 300円   |                |   |
|                   |                          | 【午後5時以降】           |                      |                | — |
|                   |                          | 全面 800円<br>半面 400円 | 全面 1,200円<br>半面 600円 |                |   |
|                   | 武道場                      | 全面 600円<br>半面 300円 | 全面 900円<br>半面 450円   | —              |   |
| プール<br>(夏季のみ)     | 中学生まで 200円<br>高校生以上 300円 |                    | —                    |                |   |
| 設備・器具             | 区分                       | 設備及び器具名            | 使用料                  | 備考             |   |
|                   | 設備<br>使用料                | 炊事場                | 200円/日               | 1グループ5人まで      |   |
|                   |                          | シャワー               | 200円/回               | プール使用者は無料      |   |
|                   |                          | 冷暖房                | 100円/時間              | ミーティングルーム      |   |
|                   | 器具<br>使用料                | テニスラケット            | 1本 200円/日            | —              |   |
|                   |                          | テニスボール             | 10個 100円/日           | —              |   |
| バドミントンラケット        |                          | 1本 100円/日          | —                    |                |   |

※休園・休館日：木曜日及び年末年始（12/28～1/4）

使用時間：午前8時30分～午後9時30分

プールは午前10時～午後9時（天候により変更することがあります。）

お問合せ：綾川町ふれあい運動公園 管理事務所（TEL878-3003）

#### 綾川町地区体育館

| 施設名                               | 施設使用料（1時間）         |                    | 照明使用料<br>（1時間） |
|-----------------------------------|--------------------|--------------------|----------------|
|                                   | 町内                 | 町外                 |                |
| 綾川町粉所体育館<br>綾川町西分体育館<br>綾川町羽床上体育館 | 全面 300円<br>半面 150円 | 全面 600円<br>半面 300円 | —              |

※監督者としての成人が必要です。

休館日：年末年始（12/28～1/4）

使用時間：午前9時～午後10時

お問合せ：綾川町教育委員会 生涯学習課（TEL876-1180）

#### 綾川町立学校体育施設

| 施設名 |                            | 施設使用料<br>（1時間）     | 使用時間※1      |             |
|-----|----------------------------|--------------------|-------------|-------------|
|     |                            |                    | 休業日※2       | その他         |
| 体育館 | 綾川町立中学校<br>(綾上・綾南)         | 全面 600円<br>半面 300円 | 20:00～22:00 |             |
|     | 綾川町立小学校<br>(昭和・陶・滝宮・羽床)    | 全面 400円<br>半面 200円 | 9:00～22:00  | 18:00～22:00 |
| 運動場 | 綾川町立小学校<br>(綾上・昭和・陶・滝宮・羽床) | —                  | 9:00～日没     | —           |
| 武道場 | 綾川町立綾上中学校                  | 全面 200円            | 17:00～22:00 | 20:00～22:00 |
|     | 綾川町立綾南中学校                  | 全面 300円<br>半面 150円 |             |             |

※1 使用期間は1/6～12/26、綾南中体育館・武道場は月曜日を除きます。

※2 休業日とは、土日祝日及び夏休み等の長期休業日

使用条件：綾川町内に在住又は在学する者で構成した10人以上の団体  
ただし、監督者としての成人が必要です。

お問合せ：綾川町教育委員会 生涯学習課（TEL876-1180）

## 綾川町育英貸付（奨学金）

綾川町では、育英事業へのご厚志を基金に、社会に有用な人材を育成するために、町在住の学生に奨学金を無利子で貸し付けております。

おもな貸与の条件は以下のとおりです。

### 町内在住の学生

|                 | 貸付の種類と金額                 | 毎年の貸付人数と返済期間           | 申込期間等                                            |
|-----------------|--------------------------|------------------------|--------------------------------------------------|
| 私立大学4年制         | 進学支度金<br>入学時1,000,000円以内 | 5名以内<br>卒業後7年間で返済      | ・申込期間<br>毎年2月中旬<br>～3月中旬<br>・面接<br>毎年3月中旬<br>～下旬 |
| 国公立・私立大学<br>4年制 | 就学資金<br>月額30,000円以内      | 10名以内<br>卒業後7年間で返済     |                                                  |
| 高等学校<br>高等専門学校  | 就学資金<br>月額20,000円以内      | 10名以内<br>卒業1年後より7年間で返済 |                                                  |
| 専修学校            |                          | 10名以内<br>卒業後7年間で返済     |                                                  |

※いずれの貸付金も利息はありません。

※高等学校・高等専門学校修学資金は綾川町立中学校在学者のみが対象となります。

### 貸付条件

|                 |                                                                             |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 大学・専修学校<br>就学資金 | 高等学校を卒業し、又は高等専門学校第3学年を終了し、国立、公立若しくは私立大学(短期大学を除く)又は、学校教育法に規定される専修学校に入学が決定した者 |
| 高校就学資金          | 綾川町立中学校を卒業し、高等学校及び高等専門学校に入学が決定した者                                           |
| 私立大学<br>進学支度金   | 高等学校を卒業し、又は高等専門学校第3学年を終了し、私立大学(短期大学を除く)に入学が決定した者                            |

※保護者の所得による制限はありません。

※以下の条件を満たす連帯保証人 **2人**が必要となります。

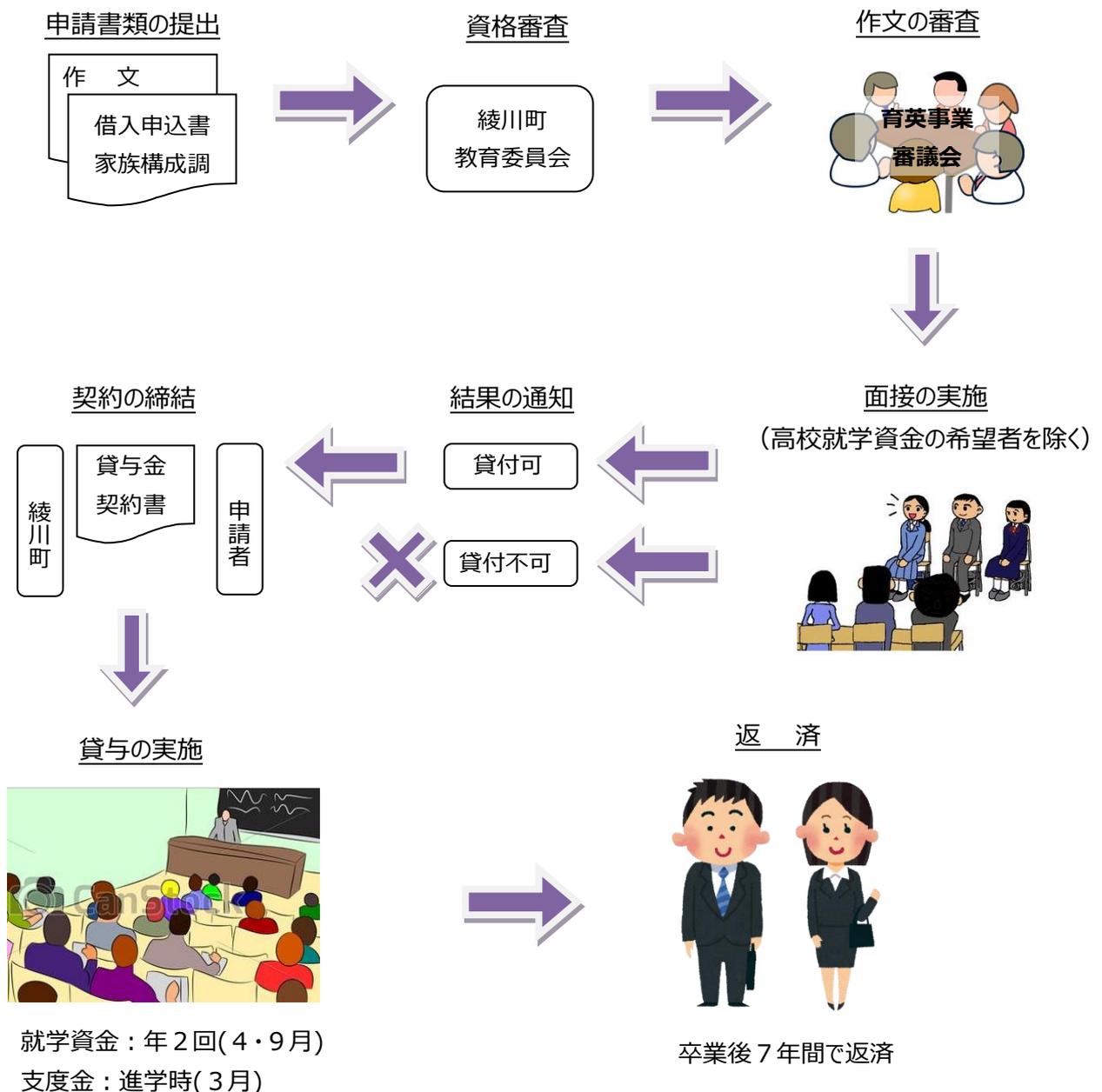
|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連帯保証人の条件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○綾川町内に住居を有し在住していること</li> <li>○70歳以下であること</li> <li>○所得がゼロでないこと（※所得課税証明書を添付してください）</li> <li>○申込者並びに連帯保証人同士が同一の世帯員でないこと</li> <li>○以下に該当しないこと                         <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 綾川町立中学校の教職員</li> <li>(2) 綾川町議会の議員</li> <li>(3) 審議会の委員</li> <li>(4) 綾川町職員</li> </ul> </li> </ul> |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 申込み手続き

次の書類を受付期間内に町教育委員会事務局（役場 3 階）に提出してください。

|            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| ① 入学許可証写し  | 面接実施時までの提出でかまいません                  |
| ② 借入申込書    | 教育委員会窓口に備え付けているもの                  |
| ③ 家族構成調    | 上記②の借入申込書内に記載する欄があります              |
| ④ 作文       | 貸付希望の理由、大学生活・将来について、その他 原稿用紙 2 枚程度 |
| ⑤ 保証人の所得証明 | 連帯保証人の所得課税証明書（町税務課で交付）             |

## 貸与決定から返済まで



※貸与期間中に退学や長期の停学処分を受けた場合や、世帯全員が町外に転出した場合には、それまでに貸与を受けた金額を一括して返済していただきます。

まち・ひと・しごと創生

# 育英資金・学生地元就職応援事業

綾川町では、まち・ひと・しごと創生総合プランにもとづき  
大学等を卒業したのちに地元で就職する方の定住を支援するために  
育英資金の返還を半額免除する制度を実施しています

## 3要件を満たす方が対象となります

- ① 町内に現に居住し、住民登録をしていること
- ② 県内に事業所を有する企業等又は個人事業者に雇用されているか、  
個人事業を営み確定申告を行っている方（アルバイト等は除きます）
- ③ 町税等（返還中の育英資金貸付金を含む）の滞納がないこと

## 毎年1回手続きが必要です

上の要件を満たすことを証明するために、申請書に次の書類を添えて  
毎年度1回、**5月末までに**町教育委員会事務局に提出していただきます

- (1) 住民票の写し（発行後2週間以内のものに限る）
- (2) 県内での就労状況を証明する書類  
（事業主の証明書、健康保険証の写し、直近の確定申告書の写し等）
- (3) 町税等の滞納がないことを証明する書類（町税務課が発行します）
- (4) 大学等を卒業したことを証明する書類（卒業証明書・卒業証書の写し等）

※現在返済中の方も申請できます。

育英貸付  
返済金の

# 半額免除

制度が始まりました

※申請の結果、減額の対象となるかどうかについては文書で通知をおこないます。  
※減額認定された方に対しては、返済額を減額した納入通知書を再送付します。



お問い合わせ：綾川町教育委員会事務局 学校教育課 電話876-1180